資料４

第７期生駒市障がい者福祉計画

素案

令和６年　　月

生　駒　市

この計画は、法令に基づく「障害者計画」、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体として策定しているものです

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　障がいのある人に関する法律や制度の動向 2
３　計画の位置付け 5
４　計画の対象 6
５　計画の期間 6
６　計画の策定体制 7

第２章　障がいのある人を取り巻く状況 9

１　生駒市の人口及び障害者手帳所持者数等の推移 9
２　第６期計画における障がい者施策等の取組状況 16

第３章　計画の基本的な考え方 20

１　計画の基本理念 20
２　基本目標 21
３　施策の体系 23

第４章　施策の展開 24

１　生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実 24
２　地域生活のための総合的な支援体制の充実 34
３　障がい者理解の促進と権利擁護の推進 52
４　障がい者の社会参加と就労支援の推進 58

第５章　第７期障害福祉計画 65

１　成果目標および実現に向けた取組 65
２　障害福祉サービスの見込量 69
３　地域生活支援事業の見込量 73
４　その他の事業の見込量 76

第６章　第３期障害児福祉計画 77
１　成果目標および実現に向けた取組 77
２　障害児福祉サービスの見込量 79

第７章　計画の推進 80
１　計画の推進 80
２　計画の進行管理 80

※本計画では、国の法令や計画等の名称や用語を除き、障がいのある人を「障がい者」（障がい児等を含む。）と表記しています。

ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた、見やすいデザインの文字を採用しています

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も障がい者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 25 年４月に障害者自立支援法を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成 28 年５月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者の望む地域生活の支援の充実や支援ニーズの多様化に対して、きめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 28 年４月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）並びに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。近年では、令和３年５月に、合理的配慮の提供の義務化などが定められた改正法が公布され、これまで民間事業者の努力義務とされてきた障がいのある人への合理的配慮が義務化されています。

また、令和３年９月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和４年 12 月には、「障害者総合支援法」の改正により、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずるとともに、「児童福祉法」の改正により、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化を図るなど、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

こうした中で、本市においては、令和３年度に策定した「第 6 期生駒市障がい者福祉計画」の計画期間（令和３年度～令和５年度）において、北部地域にある高山

幼稚園跡地を活用した障がい者福祉事業所の誘致や、増加が著しい精神障がい者への相談支援体制の充実のため市役所に精神保健福祉士を配置するとともに、令和２年度に施行された「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づく支援の体制強化のため市役所に手話通訳者を配置するなどの取組を進め、障がいのある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

このたび、「第６期生駒市障がい者福祉計画」の計画期間が令和５年度をもって終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和６年度を初年度とした「第７期生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

２　障がいのある人に関する法律や制度の動向

（１）国の基本計画

●障害者基本計画（第５次計画　令和５年度～令和９年度）

＜基本理念（抜粋）＞

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

＜おわりに～今後に向けて～（抜粋）＞

- **災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めること**
- **障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等、障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこと**

などを重要視し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

（２）障害福祉計画及び障害児福祉計画 基本指針について

基本指針の主なポイント

〇入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
〇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
〇福祉施設から一般就労への移行等
〇障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
〇発達障がい者等支援の一層の充実
〇地域における相談支援体制の充実強化
〇障がい者等に対する虐待の防止
〇「地域共生社会」の実現に向けた取組
〇障害福祉サービスの質の確保
〇障がい福祉人材の確保・定着
〇よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
〇障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

（３）障がい福祉政策に係る関連法等の動向（抜粋）

平成 30 年度	**●改正障害者総合支援法の施行** ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 ・重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 **●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行** ・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進 ・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる **●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行** ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進 **●地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行** ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる
令和 元年度	**●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行** ・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

令和 ３年度	**●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行** ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 **●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（R6.4 施行予定）** ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要 **●地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行** ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和 ４年度	**●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行** ・障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、６分野にわたる基本的施策を示す **●障害者総合支援法等の一括改正（R6.4 施行予定）** ・施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる **●児童福祉法の一部改正（R6.4 施行予定）** ・包括的な子育て支援強化、虐待・児童相談所の体制強化、18～22 歳の自律支援強化、日本版 DBS 導入に向けた取組強化等

３　計画の位置付け

「生駒市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第１１条第３項に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法第８８条第１項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第３３条の２０第１項に規定する「障害児福祉計画」の３つの計画を一体的に策定しています。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第５次） （令和５年度～令和９年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県 **生駒市**	奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画（第７期）・奈良県障害児福祉計画（第３期） 第７期生駒市障がい者福祉計画 （生駒市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画）		

策定にあたっては、奈良県障害者計画や生駒市総合計画における障がい者施策等との整合性を図りました。

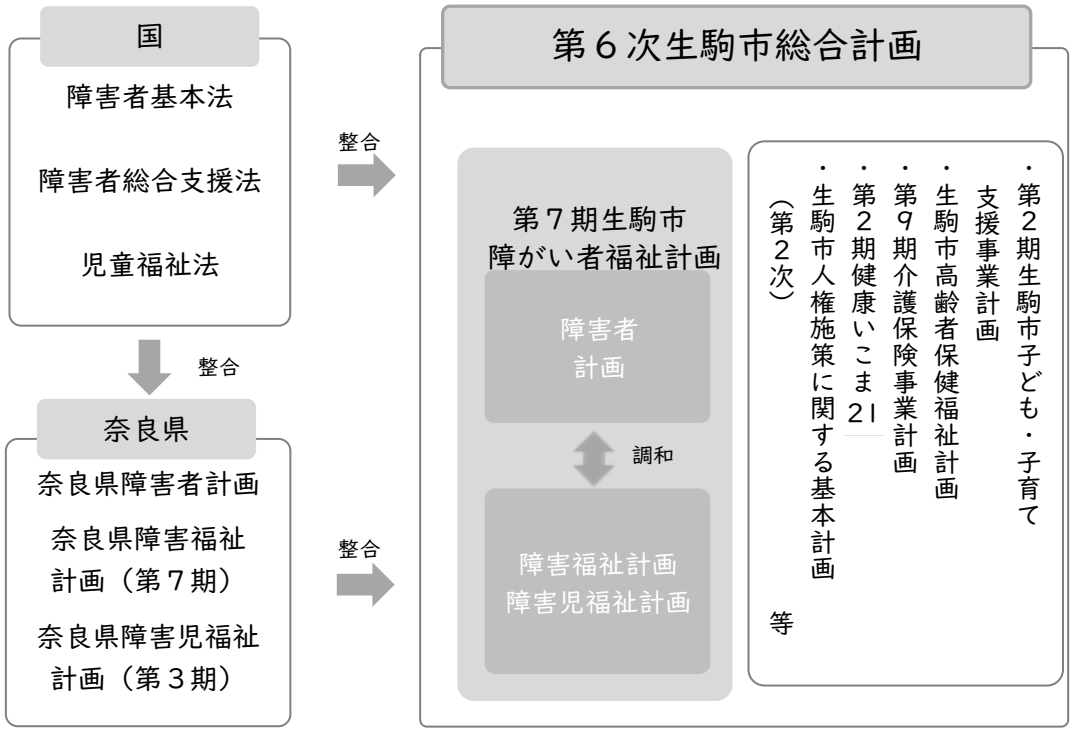

また、本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全 17 の目標分野のうち、本計画は、

「目標１ 貧困をなくそう」
「目標３ すべての人に健康と福祉を」
「目標４ 質の高い教育をみんなに」
「目標５ ジェンダー平等を実現しよう」
「目標８ 働きがいも経済成長も」
「目標 10 人や国の不平等をなくそう」
「目標 11 住み続けられるまちづくりを」
「目標 16 平和と公正をすべての人に」
「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」

の９分野に関わる施策内容を含んでいます。

４　計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方や、そのご家族や支援者、地域住民の方など、支援の担い手、理解者となりうる全市民を計画の対象とします。

５　計画の期間

障がい者福祉計画は、令和６年度から８年度までの３年間を計画期間とします。

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第６期生駒市障がい者福祉計画			第７期生駒市障がい者福祉計画		

6　計画の策定体制

（1）生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催

生駒市障がい者地域自立支援協議会においては、学識経験を有する者、教育・雇用に関連する職種に従事する者、指定相談支援事業所関係者、障害福祉サービス事業者の代表者、障がい関係団体の代表者、生駒市民生児童委員代表者、生駒市社会福祉協議会代表者を委員とし、計画内容について意見を聴取しました。

（2）アンケートの調査等の実施

障害者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんがいる保護者の方に生活状況、障害福祉サービスの利用状況、課題や要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障害福祉サービス事業者、生活支援センターや障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題、要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

●調査方法、調査期間

調査種別	調査方法	調査期間
手帳所持者対象 発達に不安のあるお子さんがいる保護者対象	郵送またはメールによる配布 郵送回収、WEB フォームによる回収	令和５年８月 16 日（月） ～８月 31 日（木）
事業所・団体 生活支援センター	郵送またはメールによる配布および回収	令和５年９月上旬～下旬

●調査種別、調査対象、配布数、回収数等

調査種別	調査対象	配布数	回収数（回収率）
手帳所持者対象	65 歳未満の各種障害手帳所持者（無作為抽出）	1,500 件	880 件（58.7%）
発達に不安のあるお子さんがいる保護者対象	児童通所サービスを利用している 19 歳以下のこどもの保護者又は児童通所サービスを利用していないが発達に不安のある子どもの保護者で、アンケート回答を希望された方	684 件	443 件（64.8%）
事業所	市内事業所	51 件	48 件（94.1%）
団体	関係団体	10 件	9 件（90%）
生活支援センター	市内生活支援センター	4 件	4 件（100%）

（３）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、本市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画では、令和５年１２月～令和６年１月にパブリックコメントを実施し、計画策定に反映させています。

第２章　障がいのある人を取り巻く状況

１　生駒市の人口及び障害者手帳所持者数等の推移

（１）総人口の推移

本市の総人口は、令和５年４月１日現在、117,629 人で、減少傾向にあります。

一方、障害者手帳所持者数は、5,537 人で、直近５年間では概ね増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も微増傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移

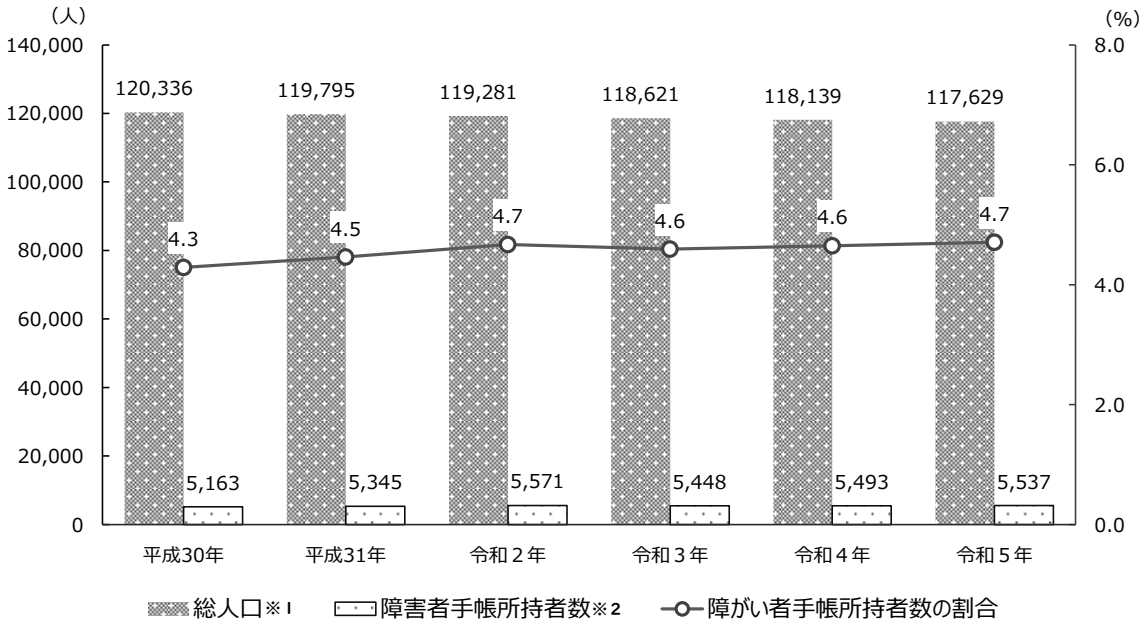

※１　各年４月１日現在（住民基本台帳）
※２　各年４月１日現在（うち精神障害者保健福祉手帳所持者数については、各年４月１日現在の公表分で、前年の６月末日現在の数値となる）

（２）障害者手帳所持者数の推移

① 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和５年４月１日現在、3,707 人となっています。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向にあり、それぞれ 820 人、1,010 人となっています。

平成 30 年から令和５年にかけての手帳別の増減率は身体障害者手帳で 3.0%の減少、療育手帳で 17.5%の増加、精神障害者保健福祉手帳で 57.3%の増加となっています。

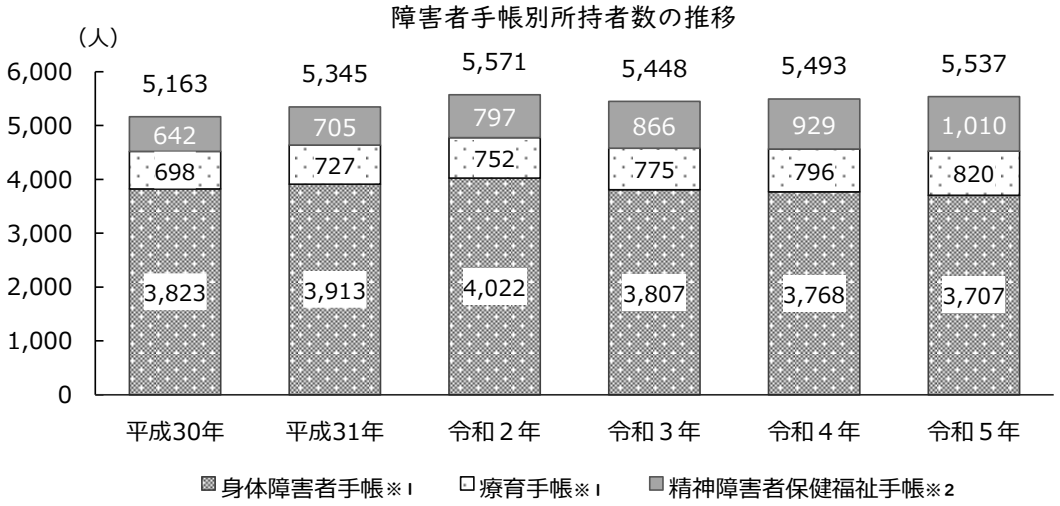

※1　各年４月１日現在
※2　各年４月１日現在の公表分（前年の６月末日現在の数値）

② 身体障害者手帳所持者数の等級別、部位別の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和５年４月１日現在、１級の手帳所持者数が 1,070 人で最も多く、次いで４級の手帳所持者数が 1,030 人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	1,119	1,134	1,180	1,119	1,101	1,070
２級	484	482	497	484	492	480
３級	685	702	702	661	647	628
４級	1,082	1,112	1,127	1,042	1,028	1,030
５級	255	271	278	277	276	271
６級	198	212	238	224	224	228
合　計	3,823	3,913	4,022	3,807	3,768	3,707

各年４月１日現在

身体障害者手帳所持者数の障がいの部位別の割合をみると、肢体不自由が1,841人（49.7％）と最も多く、次いで内部障がいが1,318人（35.6%）となっています。

身体障害者手帳所持者総数としても減少傾向にあり、令和３年以降、視覚障がいを除き、総じて減少傾向にあります。

障がいの部位別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
視覚障がい	238	250	251	246	250	251
聴覚・平衡機能障がい	249	264	282	270	266	267
音声・言語・そしゃく機能障がい	30	30	34	33	32	30
肢体不自由	2,038	2,042	2,071	1,927	1,890	1,841
内部障がい	1,268	1,327	1,384	1,331	1,330	1,318
合　計	3,823	3,913	4,022	3,807	3,768	3,707

各年４月１日現在

③ 知的障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和５年４月１日現在、Ｂ２の手帳所持者数が246人で最も多く、次いでＢ１の手帳所持者数が202人となっています。

知的障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
Ａ	85	80	62	54	51	48
Ａ１	96	103	113	115	117	121
Ａ２	140	154	166	174	179	180
Ｂ	30	29	24	23	23	23
Ｂ１	165	166	171	179	185	202
Ｂ２	182	195	216	230	241	246
合　計	698	727	752	775	796	820

各年４月１日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和４年６月末日現在、２級の手帳所持者数が 586 人で最も多く、次いで３級の手帳所持者数が 311 人となっています。また、すべての等級で手帳所持者数は年々増加しており、令和４年に 1,000 人を超えています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	82	90	100	99	103	113
２級	380	412	464	499	527	586
３級	180	203	233	268	299	311
合　計	642	705	797	866	929	1,010

各年４月１日現在の公表分（前年６月末日現在の数値）

（３）自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和４年６月末日現在、1,603 人で、年々増加傾向にありましたが、令和３年から令和４年にかけては横ばいで推移しています。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

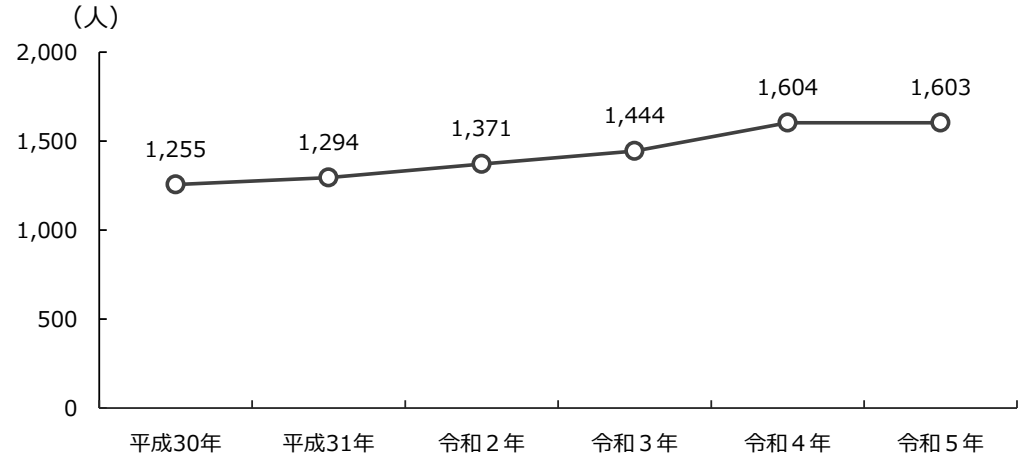

各年４月１日現在の公表分（前年６月末日現在の数値）

（４）指定難病特定医療受給者数の推移

指定難病特定医療受給者数の推移をみると、令和５年３月３１日現在、1,121 人で、年々増加傾向にあります。

指定難病特定医療受給者数の推移

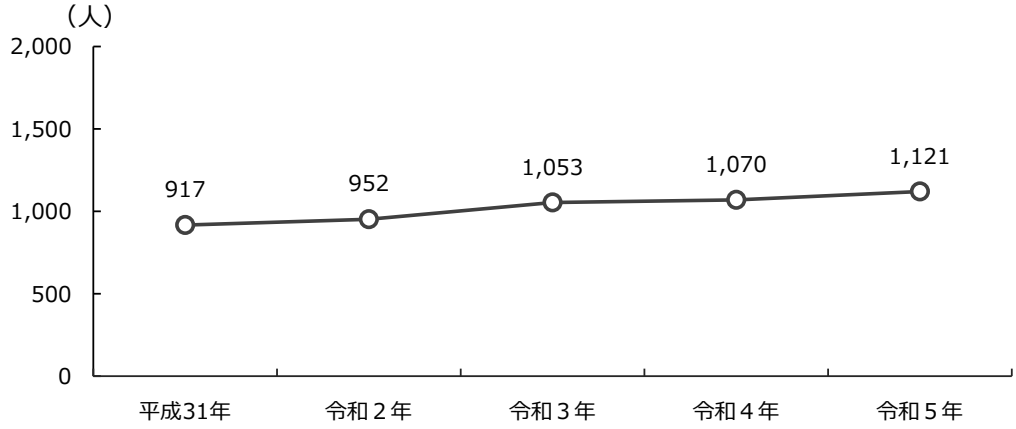

各年３月３１日現在

（５）障がい児等の推移

① 障がい児（１８歳未満の手帳所持者数）の推移

障がい児の推移をみると、令和５年４月１日現在、身体障がい児は 78 人、知的障がい児は 250 人となっており、横ばいで推移しています。

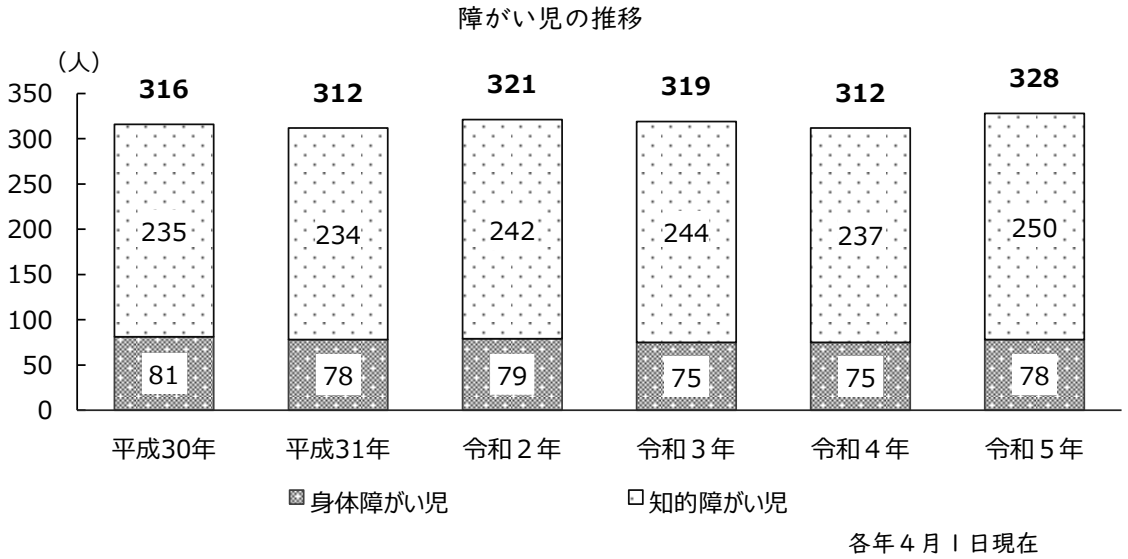

② 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和５年５月１日現在、293 人で、過去しばらく増加傾向にありましたが、令和４年に文部科学省からの特別支援学級と通級指導の適切な運用についての通知を受けて、学びの場が再検討されたことから、令和 4 年から令和 5 年にかけては減少が見られます。

中学校の生徒数は、令和５年５月１日現在、86 人で、増加傾向にあります。

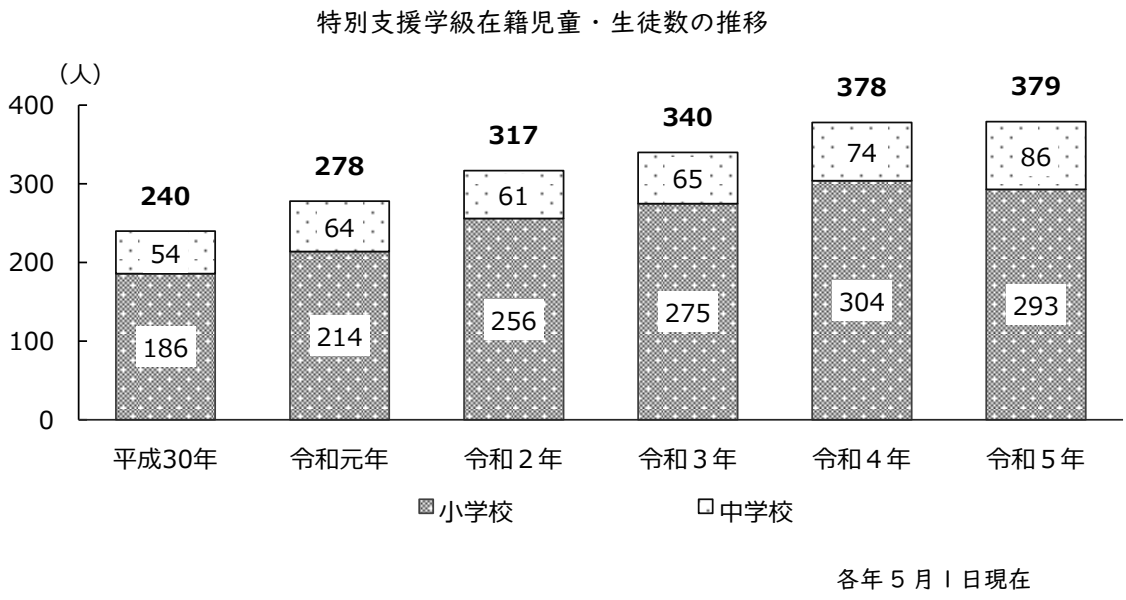

③ 特別支援学級クラス数の推移

特別支援学級クラス数の推移をみると、小学校は令和５年５月１日現在、65クラスで、増減を繰り返しています。また、中学校は 22 クラスで、横ばい状態にあります。

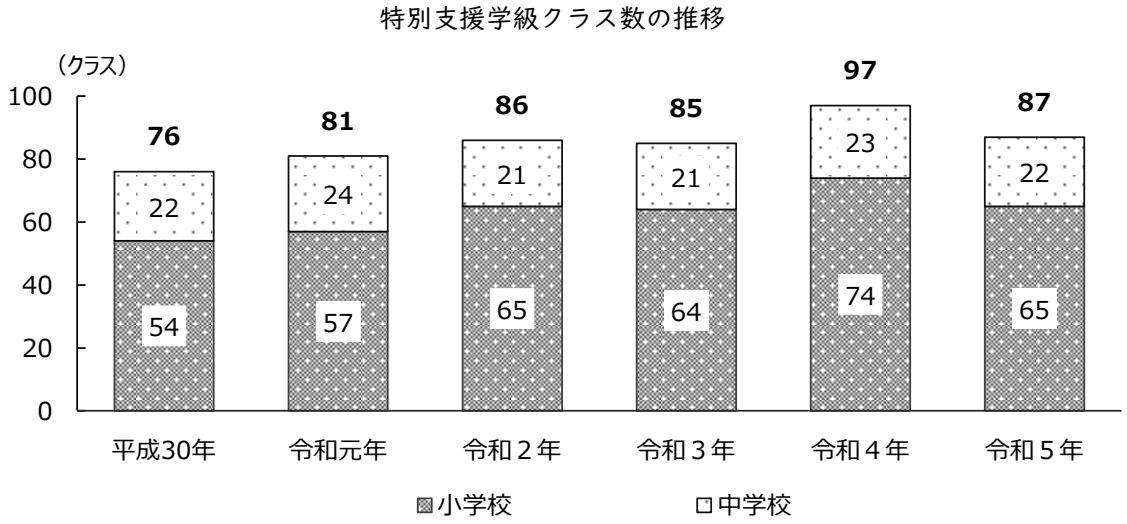

各年５月１日現在

④ 通級指導教室に通う児童・生徒数の推移

通級指導教室に通う児童・生徒数の推移をみると、小学校は令和５年３月31日現在で 99 人と減少しています。これは、令和４年度に新たに適応指導教室が開設されたことにより、不登校で通級指導教室に通っていた児童が適応指導教室に通うようになったことが一因と考えられます。一方、中学校は 40 人で、増加傾向にあります。

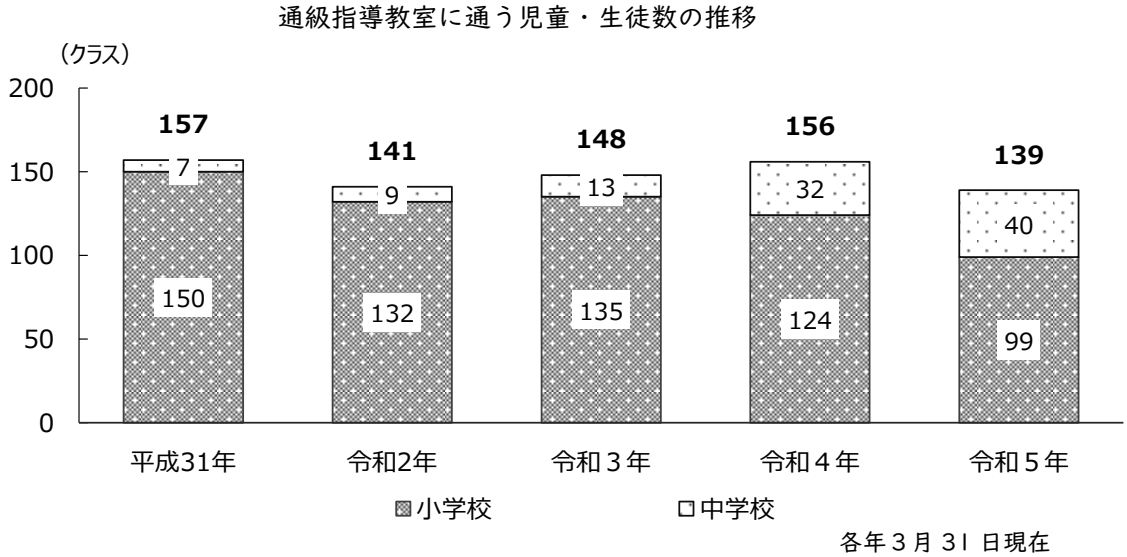

各年３月 31 日現在

２　第６期計画における障がい者施策等の取組状況

基本目標１　生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実

（１）保健・医療サービス等の充実

・母子保健事業として、母子健康手帳交付時における必要な情報提供や保健指導、自身の体調や育児に不安のある産婦を対象にサポートを行う産後ケア事業のほか、保健師等による家庭訪問の事業などを行っています。また、各種教室・講座等や相談事業を通して母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図っているほか、乳幼児健康診査では個別・集団健診において発達支援・健康の保持増進に寄与しています。

・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」では、毎週火曜日に予約制で、臨床心理士による相談事業を、相談者のニーズに応じて実施しています。

・不登校やニート・ひきこもり等様々な困難を抱えるこども・若者等を対象に、「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」での相談を行うとともに、生駒市子ども・若者支援ネットワークと連携した支援を行っています。

・医療費の助成事業として、自立支援医療費の給付や、心身・精神障がい者を対象とした医療費助成を行っています。

・意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中において医療従事者とのコミュニケーションを支援する事業を行っています。

（２）早期療育・保育・教育の充実

・保育所等における障がい児保育事業として、公立保育園 4 園、私立保育園 4 園、認定こども園 7 園で、障がいのある園児の状況に応じて加配保育士を配置をし、集団保育の中で心身の発達を促進しています。学童保育所では、障がいを有し支援が必要な児童に対し、加配指導員を配置し、子ども達との生活を通して共に成長できるように育成支援を行っています。

・幼稚園における特別支援教育については、障がい児加配講師の配置など充実を図っています。

・生活支援センターでは、発達に不安や障がいを持つこどもとその家族に対して、療育等の相談支援を行っており、状況に応じ関係機関とも連携しながら対応しています。

・障がい児への切れ目ない支援を目的とした「たけまるノート」を作成・配布しています。

・学校の取組として、教育に関する悩みや特別な支援等に関する教育相談や就学指導を行っています。また、ことばの教室では、発音やことば、コミュニケーション等こどもの発達についての相談や発達特性に応じた指導を行ったほか、スクールカウンセラーを配置し、心理的相談を行っています。

・令和 4 年度からは、発達が気になる就学前の児童の保護者向けの出張相談事業である「とことこ相談」を開始しています。また、通級指導教室については令和 5 年度から、指導担当が各学校へ訪問し指導する「自校式」に変更することで利便性向上を図っています。

基本目標２　地域生活のための総合的な支援体制の充実

（１）情報保障および意思疎通支援の充実

・令和 ４ 年度から広報紙において手話言語の普及と多様なコミュニケーションの理解啓発などをテーマとした特集記事の連載を開始したほか、ろう者や手話に関する動画を作成・公開しています。また、令和 ５ 年度から市の障がい福祉課に手話通訳者を配置し、理解啓発等の新たな企画検討を進めています。

（２）生活支援にかかるサービスの充実

・令和 ３ 年度に旧高山幼稚園跡地の解体工事を行い、北部地域における地域に開かれた農福連携の場として生活介護事業所を誘致し、令和４年４月に開所しています。

・令和 ４ 年度から市の障がい福祉課に精神保健福祉士 ２ 名を配置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

・令和 ４ 年度に地域生活支援拠点に関するリーフレットを作成したほか、事業者向け説明会を開催するなど、拠点の利用周知とともに、関係機関の連携強化に取り組んでいます。

（３）相談支援の充実

・令和 ５ 年度から開始の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」において、相談分野を問わず受け止める「いこまる相談窓口」などの事業に取り組んでいます。

（４）生活環境の充実

・コミュニティバスについて、令和 ３ 年に策定された「生駒市地域公共交通計画」に基づき、既存の ５ 路線に加え令和４年８月から実証運行を開始した鹿ノ台線でも同様の利用料金の割引を導入し、障がい者の外出機会の創出に取り組んでいます。

・令和 ４ 年度には聴覚障がい等を有する方向けのネットによる緊急通報のシステム「NET119」の導入事業において、消防部局と連携して登録説明会を開催するなど、制度利用の促進を図っています。

・緊急通報システム事業では、一人暮らし高齢者や身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切な対応を行っています。

・災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進では、高齢者、障がい者や難病患者等のうち、災害時、自分ひとりや家族等の手を借りて避難できない方に避難支援員を選任し、災害時に安全に避難できる体制を整えています。

・令和 ４ 年度からは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において作成する災害時の避難行動などを定めた「避難確保計画」の作成等の支援に取り組んでいます。

基本目標３　障がい者理解の促進と権利擁護の推進

（１）啓発・交流による障がい者理解

・「障害者週間」キャンペーンでは、ポスター展を皮切りに、主要鉄道駅や大型商業施設での街頭啓発活動を実施しています。またキャンペーン活動として福祉センターにおいて講演会、バザー、模擬店等を協力団体とともに実施しています。

・主に福祉教育の一環として幼稚園や小・中学校を中心に、車いす、アイマスク、点字、手話体験等の出前講座を実施しています。

・毎年計画的に手話奉仕員養成講座入門編及び基礎編、聞こえのサポーター講座、点訳講習会、音訳講習会を開催し奉仕員等の養成を図っています。

・福祉センター事業では、利用者ニーズも把握しながら、各種教室(通年開催）及び短期教室を開催することで、地域交流の場を提供するとともに、障がい者等の自立や社会参加を促しています。

・道徳や総合的な学習の時間の中で、読み物教材の学習や車いすやアイマスクなどの体験活動を通して、障がい者に対する理解を深める機会としています。また、障がいのない児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と交流する機会を持ち、同じ学校や地域の中で思いやりをもち助け合いながら生活していく大切さを育むきっかけとしています。

・民生児童委員、寿大学、市職員及び一般市民・ボランティア向けに、障がい者理解を深めるための研修「あいサポーター養成講座（研修)」を実施しています。

・精神障がい者理解啓発事業として、ピアサポート研修会、家族のための勉強会、地域移行・地域定着講演会を実施しているほか、精神障がい者関係団体との共催で「こころの市民講座」を実施しています。

（２）権利擁護に対する支援

・権利擁護支援センター事業として、権利擁護や成年後見制度の相談、日常の金銭管理の相談支援を行うほか、権利擁護支援サポーター養成講座や、権利擁護に関するセミナーを実施しています。

・令和４年度から、成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し、後見申立てや報酬に係る費用助成について、申立人が低所得者世帯である本人や家族の場合も助成対象としています。

・令和５年度から発足した生駒市消費者安全確保地域協議会（通称：見守りネットワーク）の枠組みを活用しながら、消費者権利の保護が必要となる障がい者への支援を関係機関とともに図っていきます。

基本目標４　障がい者の社会参加と就労支援の推進

（１）社会参加への支援

・精神障がい者理解啓発事業として、障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援しています。

・福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切な運営と安全な運行等の確保に向けた支援を行っています。

・障がい者のためのスポーツパークを年３回、プール開放事業を年２回実施しているほか、障がい者手帳の提示で市民プールは障がい者料金の適用、井出山屋内温水プールは高校生以上は障がい者料金の適用、中学生以下は無料としています。

・福祉センターにおいて、各種教室を開催し、障がいの有無に関わらない交流の場を提供するとともに、障がい者の自立や社会参加を促進しています。

・奈良県障害者スポーツ大会や障害者作品展の開催協力と、障がい者の参加支援・促進を図っています。

（２）就労支援の充実

・北部地域での事業所誘致（再掲）をはじめ、遊休農地の活用と障がい者の活躍の場の提供を目的とした農福連携を推進しています。

・生駒山麓公園等において、障がい者の活躍と働く場の拡大に向けた就労支援を推進しています。

・職場体験受入れ事業については、特別支援学校や障がい者就労施設との連携のもと、本市における職場体験の新たな受入れ先との調整を進めました。

・障がい者理解啓発や授産品販売の機会創出などを目指し、図書館や南北コミュニティセンターなどでの販売に加え、令和５年 10 月から、生駒市役所１階で、市内障がい者就労施設が手がける商品（授産品）の出張販売イベント、「いこふく出張所」を始めています。

・市役所における障がい者就労施設等からの物品や役務の優先的調達の推進については、令和４年度に市職員向けに業務例や施設の紹介をするリーフレットを作成し、調達を推進しています。

・令和２年度には、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正に伴い、障がい者である市職員の活躍の場を広げることを目的として、「生駒市役所障がい者任用指針」を策定し、職場環境の整備やサポート体制構築を進めています。

・令和３年度からは、障がい者の雇用機会創出の一環として、市の会計年度任用職員（事務補助職員等）の採用試験を実施しています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

第６次生駒市総合計画において、「自分らしく輝けるステージ・生駒」を将来都市像に掲げ、まちづくりの基本的な考え方を次のとおり定めています。

（１）市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

（２）自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する。社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

（３）多様な主体との協創によるまちづくり

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化し、複雑化しています。一人では解決できない課題も、市民、ＮＰＯ、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

この考え方に基づき、まちづくりを進めていきますが、第６期計画の基本理念は、第 6 次生駒市総合計画のまちづくりの基本的考え方や、市民共通の生活の規範である生駒市民憲章の目標、まちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例の基本理念にも合致するものであることから、第７期計画においても第６期計画の基本理念を継承し、計画を推進していきます。

基 本 理 念

・人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
・健康で生きがいのある暮らしを実践する
・地域において支え合う社会を築く

２　基本目標

基本理念と同様に、基本目標についても第６期計画を継承し、計画を推進してきます。

（１）生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実

○　障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

○　障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

（２）地域生活のための総合的な支援体制の充実

○　障がい者が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がい者が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

○　さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がい者が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。

○　すべての障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごと等を身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

○　障がい者が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを推進します。

○　障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

○　災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

（３）障がい者理解の促進と権利擁護の推進

○　すべての障がい者が、障がい者でない者と平等に基本的人権を有するとして、市民の障がいへの理解を進め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や権利擁護を推進し、障がい者の自立と社会参加を支援します。

（４）障がい者の社会参加と就労支援の推進

○　障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

○　働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図ります。

○　障がい者の就労に対する地域の理解を促進するとともに、多様な就労の場の確保に努めます。

3　施策の体系

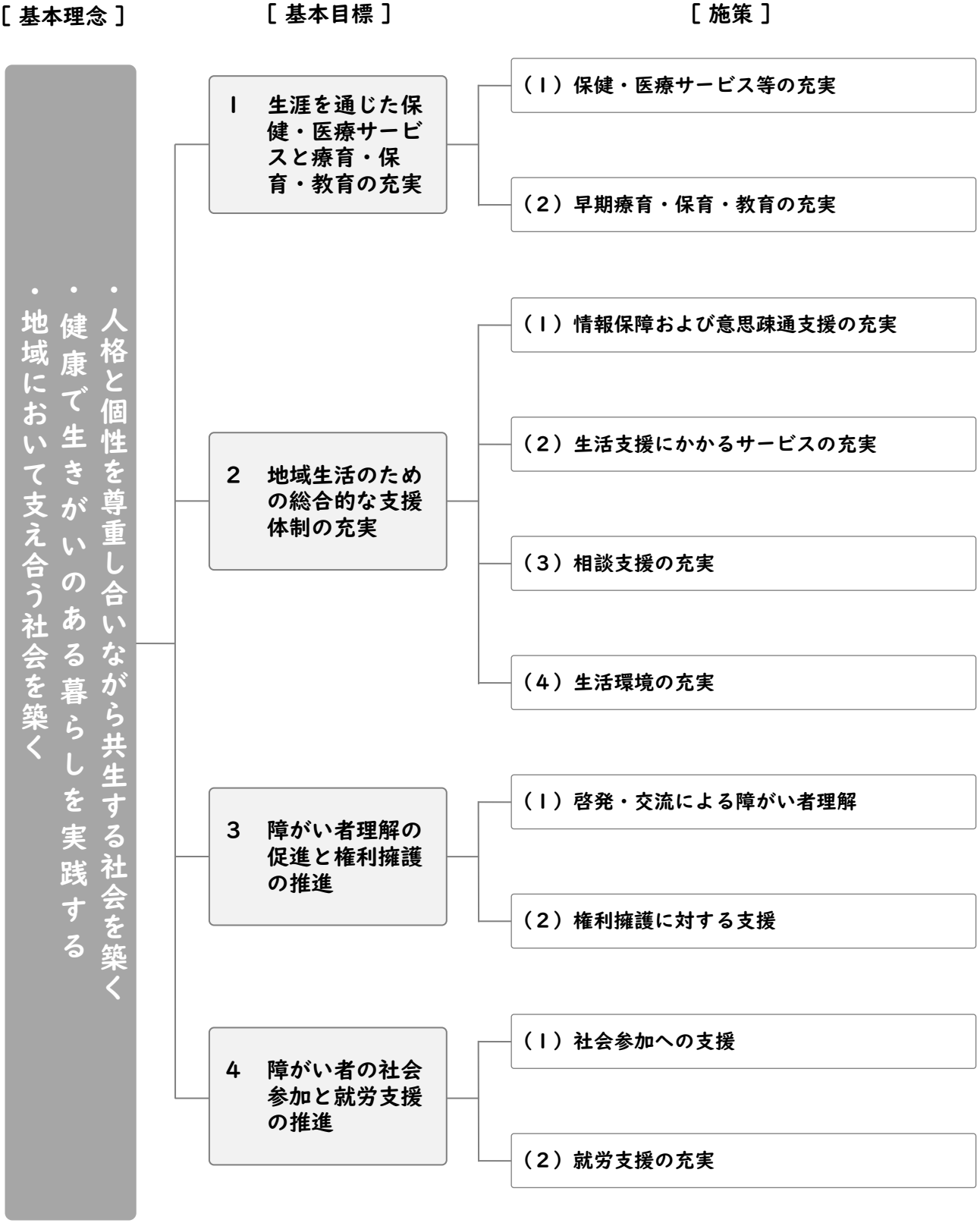
［基本理念］
［基本目標］
［施策］
・人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
・健康で生きがいのある暮らしを実践する
・地域において支え合う社会を築く
1　生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実
（1）保健・医療サービス等の充実
（2）早期療育・保育・教育の充実
2　地域生活のための総合的な支援体制の充実
（1）情報保障および意思疎通支援の充実
（2）生活支援にかかるサービスの充実
（3）相談支援の充実
（4）生活環境の充実
3　障がい者理解の促進と権利擁護の推進
（1）啓発・交流による障がい者理解
（2）権利擁護に対する支援
4　障がい者の社会参加と就労支援の推進
（1）社会参加への支援
（2）就労支援の充実

第４章　施策の展開

１　生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実

（１）保健・医療サービス等の充実

【現状・課題】

障がいや発達に不安のあるこどもに対しては、年齢ごとに必要とする支援がさまざまであることから、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。そのため、各種教室・講座等や相談事業を通した母子保健に関する正しい知識の普及啓発や、乳幼児における個別・集団健診において、疾病・障がいや育児困難等、発達段階での課題の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要となります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要となっています。今後、障がい者の高齢化・障がいの重度化がさらに進み、医療的ケアが必要な児童の増加が予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が求められるとともに、支援に関する情報提供が必要です。

さらに、各種アンケート結果からは、医療費の負担が大きいと感じる人が多い一方、福祉・医療のサービスの情報提供が十分行き届いていないとの声もあることから支援を必要とする方への効果的な情報提供を引き続き継続していく必要があります。

加えて、障がいの有無にかかわらず、こどもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育の推進は、特別な支援が必要なこどもに対する理解促進やこどもたちの心身の発達促進のために重要となっています。

～　各種アンケート結果から　～

医療費の負担について

◆医療を受ける上で困っていることは、「特に困っていることはない」の割合が 37.0%と最も高いものの、次いで「医療費の負担が大きいこと」が 23.5%となっており、前回調査と同傾向（23.9%）となっています。また、次いで「通院費（交通費）の負担が大きいこと」が 20.2%となっており、費用負担にかかる回答が多くなっています。【手帳所持者対象アンケート】

◆収入源が老齢年金、障害者年金だけの方が、これからも医療費が負担できるのか懸念しています【団体アンケート】

◆障がい者が受けられる福祉・医療サービスについて、多くのサービスが提供されていても、情報が届いていない人もいると思うので、分かりやすく情報提供・周知をしてほしい　【団体アンケート】

【今後の方向性】

妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や知識の普及啓発により、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行い、健康の保持増進を図ります。

また引き続き、生駒市立病院をはじめとする医療機関との連携強化も図りつつ、障がい者が身近な地域において医療サービスを受けることができる提供体制の充実と必要な情報提供に取り組みます。

① 保健サービスの充実

母子の健康の保持増進を図るため、各種健康診査や健康相談等を実施し、疾病の早期発見・早期対応に取り組むとともに、こころの健康相談等についても取り組みます。

ア）母子保健事業

【 主な取組 】

※区分についての説明は、以下のとおりです。

【新】…本計画期間から新たに取り組む事業

【７】…継続事業のうち前回計画で掲載がなく第７期計画から新たに掲載する事業

【継】…その他の継続事業

【重】…より重点を置いて取り組む事業

事業名	区分	事業概要
母子健康手帳交付	【継】	母子健康手帳交付時には、マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接し、個別に保健指導を行いながらケアプランを作成し、妊娠中から産後間もない時期の母子を継続して支援します。
産後ケア事業	【継】	自身の体調や育児に不安のある産婦が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケア等を実施します。
訪問指導	【継】	「妊産婦・新生児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦、乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。また、病院と連携しながら疾患や障がいのある乳児と保護者の在宅生活を支援します。
保健指導	【継】	母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」、「パパ講座」、「はじめての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」、「個別発達相談」等の相談事業を通じて、子育てに対する不安や悩みの解消と母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

事業名	区分	事業概要
妊産婦、 乳幼児 健康診査	【継】	妊娠中・産後に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊産婦が安全・安心に出産・育児ができるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な検査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。 また、未受診者に関しては関係機関等と連携しながら受診勧奨の取組や現認確認の取組を進めています。

イ）健康増進事業

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
各種 検（健）診	【継】	がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、各種がん検診、各種健診等を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。
健康教育	【継】	「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及啓発と、健康の保持増進を図ります。また、「慢性腎臓病予防講演会」等の重症化予防に向けた取組を進めます。
健康相談	【継】	家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導および助言を行います。
訪問指導	【継】	療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、主治医や関係機関とも連携を図りながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。

ウ）心の健康

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」	【継】	身近な場所で安心して心配ごとや不安等を相談できる機会を提供し、悩みを抱える人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心理士による相談を行います。
生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）における相談事業	【継】	子ども・若者を対象とした「生駒市子ども・若者相談窓口（ユースネットいこま）」を開設し、不登校やひきこもりなど社会生活上の困難を有する当事者やご家族からの相談に応じています。 教育・福祉・就労・子育てなどさまざまな分野の関係機関で構成する「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立した生活に向けた支援を行います。

② 医療サービス等の充実

障がい者が必要に応じて適切な医療サービスを受けられ、安心して地域で生活を続けられよう、本人の意向に沿った医療サービスを提供するため、医療と保健・福祉の連携を推進します。また、障がい者の経済的負担を軽減するための制度の利用を促進します。

ア）医療と保健・福祉との連携

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
市立病院	【継】	生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ります。また、大規模災害時には、傷病者（福祉避難所では対応できない人工透析者等の避難行動要支援者を含む）の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備える等、災害に対する緊急対応ができる機能を確保します。
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	【継】	介護が必要なため障害福祉サービスを利用し、意思疎通が困難な単身世帯等の重度障がい者が入院する際、当該障がい者と意思の疎通ができる支援者を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援します。

イ）自立支援医療費の給付

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
更生医療	【継】	18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減または機能回復を図ります。
育成医療	【継】	18歳未満で、身体上の障がいを有する児童または現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。
精神通院医療	【継】	精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

ウ）その他の医療費公費助成

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
精神障害者医療費助成事業	【継】	自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担相当額を助成します。また、精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

事業名	区分	事業概要
心身障害者（重度心身障害老人等）医療費助成制度	【継】	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ・ＡＩ・Ａ２の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

③ 医療的ケア児への支援

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等を検討します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーター	【継】	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を適切に受けられるように、その支援を総合調整するコーディネーターの市単独での配置又は奈良県が関与した上での圏域で配置について検討します。

（２）早期療育・保育・教育の充実

【現状・課題】

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ってきました。

今後も、こどもたちの可能性を広げるために、早期発見・早期療育の取組や、希望を持って生涯を過ごすことができるよう、保育施設等においては障がいのある児童の状況に応じた加配保育士等の配置を進めるとともに、たけまるノートの利用促進や、そのわかりやすい利用方法の周知等による切れ目のないサービスの支援が必要です。また、各種アンケート結果を踏まえると、早期療育等のニーズが高まりに伴い、相談窓口のさらなる周知や支援の担い手の確保・育成が課題となっており、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援、児童それぞれが持つ特性を考慮した教育指導、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

さらに、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる教育環境の整備が必要です。

～　各種アンケート結果から　～

児童通所サービス等の需要増への対応

◆障害福祉サービスの利用状況について、「放課後等デイサービス」が 23.5%と最も高くなっており、過去の調査をみても回答比率が増加傾向にあります（令和2年度実施：23.2%、平成 29 年度実施：22.9%）。【手帳所持者対象アンケート】

◆放課後等デイサービスや児童発達支援を希望する人が増えています。【生活支援センターアンケート】

◆障がい児通所支援の利用者の満足度は高くなっており（放課後等デイサービスでは、満足とやや満足を合わせて 84.4%）、お子さまの成長を目的として取り組んできて良かったこととしては「事業所での療育」が 63.2%と最も高く、発達支援に関する情報の入手先としても「通所事業所」が 54.0%と最も高いことから、通所事業所の役割が大きくなっています。【発達に不安のあるお子さんがいる保護者向けアンケート】

◆サービス提供事業所の運営上の課題については、事業内容にかかわらず人員確保が困難なことや、事務量が増大している等の意見が多く、支援体制の維持・確保に困難さを抱える事業所が多くみられます。【事業所アンケート（再掲）】

早期発見・早期療育の取組の必要性

◆こどもの気になるところに最初に気づいてから「1か月以内に相談した」のは 34.8%となっています。また、「1か月以内に相談した」以外と「どこにも相談してない」の回答者のうち、「少し成長がゆっくり、又は成長すれば変わると思った」が 54.3%と最も多く、次いで「相談先が分からなかった」が 21.7%となっています。【発達に不安のあるお子さんがいる保護者向けアンケート】

たけまるノートの利用促進の必要性

◆たけまるノートを「持っており使っている」方は 42.2%となっています。（前回調査（令和2年実施）「持っている」が 42.2%）「持っているもしくは知っているが使っていない」方への利用を促すため、引き続き啓発の取組が必要です。【発達に不安のあるお子さんのいる保護者向けアンケート】

【今後の方向性】

障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもの遊びや学びの機会を拡充し、特性に応じた多様な保育・教育による一人ひとりへの支援の推進を図ることにより、生涯を通じた豊かな人格形成と、自立した社会での生活力の向上を目指し、早期からの療育や教育・保育を受けられる支援体制の充実に取り組みます。

① 早期療育・保育の充実

障がい児の早期療育は、本人の特性を伸ばし、基本的生活能力を向上させ自立した生活の可能性を広げることから、適切な保育・教育を受けられるよう支援に取り組みます。

また、ニーズに応じて適切な福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員の人材確保をはじめとする相談支援体制の強化を推進し、地域における療育体制の充実を図ります。

ア）障がい児の療育・保育・教育の充実

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
保育所等における障がい児保育事業	【継】	障がい児が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、集団保育が可能な範囲で保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて保育士、指導員を加配し、集団保育の中で心身の発達を促進します。
幼稚園における特別支援教育	【継】	障がい児の受入れにあたっては、教員の加配や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。
児童発達支援	【継】	障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。
放課後等デイサービス	【継】	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

事業名	区分	事業概要
居宅訪問型児童発達支援	【継】	児童発達支援事業等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	【継】	保育所などの児童が集団生活を営む施設に通う障がい児・発達の気になる幼児に対して保育所等を利用中、または今後利用する予定の障がい児・発達の気になる児童に対して直接支援やスタッフ支援を行います。

イ）相談支援の充実

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
障がい児相談支援体制の充実	【継】 【重】	生活支援センターにおいて、発達に不安のあるこどもや障がい児とその家族に対して、勉強会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、臨床心理士等による巡回相談の実施等、母子保健事業における教室や幼稚園・学校等へアウトリーチ型の相談支援も行います。さらに、発達障害者支援センター等とも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めるとともに、事業者による相談支援専門員の人材確保・育成について、補助金等の検討も行いながら、取組を強化します。
家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）	【継】	児童に関わる問題が複雑化・多様化するなか、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員が相談に応じます。
発達が気になる就学前の児童の保護者に向けた出張相談事業「とことこ相談」	【7】	子どもの発達に不安を感じている保護者の方が気軽に相談できる機会をつくり、それぞれの困りごとを幼稚園・保育園と共有して早期に必要な支援につなげることを目的に、相談員が幼稚園・保育園に出向いて、個々の育ちに応じたアドバイスや小学校入学に向けた情報提供などを行います。
教育相談	【継】	児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談やカウンセリングを行います。
就学指導	【継】	障がい児の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校および保護者や関係機関と連携して就学指導を行います。
ことばの教室	【継】	発音やことば、コミュニケーション等、未就学児の発達について相談や適切な指導を行います。
自校式通級指導教室	【7】	各学校に設置された通級指導教室にて通常のクラスに在籍する発達特性が気になる児童生徒を対象に、各教科のほとんどの学習を在籍するクラスで行いながら一人一人の学習上または生活上の課題に応じた指導を行います。
スクールカウンセラーの配置	【継】	専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校および教育支援施設に配置し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。

事業名	区分	事業概要
スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー合同交流会の実施	【継】	市で雇用しているスクールソーシャルワーカーおよび各校に配置しているスクールカウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催して情報共有を行い、市の教育相談体制の充実を図ります。
サポートブックいこま「たけまるノート」の活用	【継】	障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児の保護者、学校、医療や福祉等の支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。また利用促進に向け、引き続き運用方法を含めた啓発にも取り組みます。
発達に不安のある子どもについての理解啓発事業	【新】	発達障がいをはじめとする発達に不安のある子どもについて、地域における理解を深め、相談がしやすい環境づくりを目的として、シンポジウムやワークショップを開催します。

② 教育の充実

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらず、生きいきと学ぶ環境を整備します。

また、学校教職員に対して、障がいへの一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実を図り、特別支援教育を推進します。

ア）研修会、研究会等の充実

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
特別支援教育コーディネーターの配置、研修	【継】	特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。年間を通じて特別支援コーディネーター研修を実施し、コーディネーターの資質向上とともに、各校に持ち帰り、教員への伝達・指導を行います。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。
特別支援教育担当者会の設置	【継】	小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。学校の枠を外した交流により、支援等についての理解を深めるとともに、学校間での連携も進んでいます。

イ）教育環境等の整備充実

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
タブレット等 ICT 技術を活用した療育・学習活動の強化	【継】	タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学習支援を行う等、ICT 技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。
小・中学校における施設のバリアフリー化	【継】	小・中学校における障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。
特別支援教育就学奨励費	【継】	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。
体つくり運動プログラム	【7】	運動に対する主観的な自己評価、他のスポーツへの参加意欲の向上を図り、生駒市在住・在学の特別支援学級に通う小学生を対象に学校生活で頻度の高い“跳ねる”“投げる”“蹴る”３つの動きを小集団で実施します。

2　地域生活のための総合的な支援体制の充実

（1）情報保障および意思疎通支援の充実

【現状・課題】

障がいの有無や状態に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が言語であることの普及や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進することが必要です。

各種アンケート結果からは、コミュニケーションの困難さを感じている障がい者の割合が多いことや、障がいについての理解啓発の必要性が課題としてみられます。

～　各種アンケート結果から　～

生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の周知啓発

◆利用してみたいコミュニケーション手段としては、「パソコン・スマートフォンなど（28.5%）」に次いで「手話」が 8.4%と高くなっています。一方で、条例の認知があまり進んでおらず（条例を「知らない 89.2%」）、当事者はもとより一般市民全体への周知啓発の取組がさらに求められています。【手帳所持者アンケート】

◆事業所においても、条例の認知については、「よく知っている」が0件、「施行したことは知っているが、内容まではわからない」が 12 件にとどまっており、周知は進んでいない状況にあります【事業所アンケート】

外出時に困ることについての不安

◆外出時に困ることについては、「他人とコミュニケーションがむずかしいこと」が 31.7%と最も高く、次いで「健康や体力面で不安がある、疲れやすいこと」が 31.6%となっています。
【手帳所持者アンケート】

多様なコミュニケーション手段の確保

◆聴覚障害者の高齢化に備え、地域の見守りや安否確認に際してのコミュニケーション手段をしっかり確保してほしい。【団体アンケート】

◆聞こえにくいとはどういうことなのか、広く市民が、難聴者のことを知って、理解できる機会を増やしてほしい。 【団体アンケート】

【今後の方向性】

令和２年４月に施行された、「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を踏まえ、障がい者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、障がい者の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、デジタル技術も活用しながら情報バリアフリー化を推進します。

① 手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進

多様なコミュニケーション手段への理解を深め、障がいの有無によらず、すべての人が意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及啓発に取り組むとともに、多様なコミュニケーションの手段を用いた情報発信に取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
手話言語の普及	【継】	手話が言語であると認識してもらった上で、市民等が簡単な日常会話ができるレベルの手話言語を広く学ぶ機会を検討します。
学校における手話言語の普及等	【継】	学校における手話言語の普及および多様なコミュニケーション手段の理解についての取組を推進します。
点字・声の広報 **点字・声のあゆみ**	【継】	視覚障がい 1・2 級の方またはそれと同程度の高齢者の方を対象に社会参加・自立更生の一助として広報紙・障がい福祉の案内冊子「あゆみ」の音訳・点訳を行います。
対面音訳サービス	【継】	視覚障がいや学習障がい等により、視覚からの読書が困難な人や身体障がい等で本を持ったりページをめくったりするのが困難な人等を対象に、希望の資料を音訳ボランティアが対面で読み上げます。
知的障がい者に対する読書サポート	【7】	図書館利用にハードルを感じる方にも、図書館や本に触れてもらえるよう、月 1 回の館内整理日に、知的障がい者施設や放課後等デイサービス等の利用者を対象に図書館を開放し、ボランティアが読書サポートを行います。
本の宅配サービス	【継】	障がいや高齢等の理由により、図書館へ来館するのが難しい方を対象に、宅配ボランティアが読みたい本をご自宅等へ届けます。
電子図書館	【7】	図書館への来館が困難な利用者や、紙の書籍では閲覧が難しい方への読書環境をより快適なものにするため、インターネット上で貸出し・閲覧ができる電子図書館を運営します。
耳で楽しむ本の会	【継】	目で本を読むことが不自由な人のために、ボランティアが本を朗読するイベントや出前を行います。
録音図書作成	【7】	目で本を読むことが不自由な人のために、音訳された図書を作成し、貸し出します。
手話通訳者の配置	【継】 【重】	市役所に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の意思疎通支援の充実を図るとともに、手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進を図ります。

② 多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備

多様なコミュニケーション手段を活用することで障がい者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるようになることから、さまざまなコミュニケーション手段を積極的に用いたまちづくりに取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
ユニバーサルコミュニケーション都市の実現	【継】	通知書等市政情報の発信において、ＵＤフォントの導入、カラーユニバーサルデザインへの対応、フリガナの表記、ピクトグラムの活用等、さまざまな方の特性に配慮します。また、行事等の申込方法の多様化（ＦＡＸ・メール・電子申請等）を図ります。
多様なコミュニケーション手段の環境整備	【継】 【重】	遠隔手話通訳サービス、音声を認識して文字化するアプリを導入したタブレット、書いた文字をワンタッチで消すことができる電子メモパッド等を窓口に配置します。また、講演会等における意思疎通支援アプリ等の活用を検討します。
避難所における意思疎通支援	【継】	情報の取得等が困難な障がい者に対し、避難所で円滑に生活できるよう配慮に努めます。
生駒市緊急情報配信サービス	【継】	聴覚に障がい等があり災害時の緊急情報を入手できない方を対象として、自宅の FAX に緊急情報を配信します。

③　コミュニケーション支援者の養成および確保

障がい者のコミュニケーションを円滑にするため、担い手の育成・確保に努め、障がいに関わらず意思を伝えることができる環境を整備します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
意思疎通支援を行う者の確保のための取組	【継】	手話通訳者、要約筆記者等の有資格者を増やすために手話、点訳、要約筆記等のボランティアを育成し、活動のコーディネートに努めます。
意思疎通支援を行う者の派遣事業	【継】	聴覚、音声または言語機能障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（再掲）	【継】	介護が必要なため障害福祉サービスを利用し、意思疎通が困難な単身世帯等の重度障がい者が入院する際、当該障がい者と意思の疎通ができる支援者を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援します。

（２）生活支援にかかるサービスの充実

【現状・課題】

就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系サービスや障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点機能の充実に取り組んできました。

各種アンケート結果からは、地域生活において安心して過ごせる場所の確保や外出支援に対するニーズが高いことが分かります。

障がい者のニーズは多様化しており、個々のニーズや実態に応じて適切なサービスを利用できるよう、サービスの充実を図るとともに、障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等のさらなる充実や地域における居場所の創出が必要です。

～　各種アンケート結果から　～

障がい者が安心できる場所や身近な友人などの存在

◆生駒市の障がい福祉施策についての重要度をみると、「安心できる場所」が 35.2%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」「身近な相談先の充実」などの重要度が高い結果となっています。また、現在の生活で困っていることについては、「友人がいない、少ないこと」が 23.1%と高い割合となっています。【手帳所持者対象アンケート】

外出するための支援に対するニーズの高さ

◆毎日の生活を送る上で、今後特に必要な支援・サービスについては、「特にない（30.0%）」「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口（27.8%）」に次いで、「同行援護・行動援護・移動支援などの外出するための支援」が 21.3%と高くなっています。【手帳所持者対象アンケート】

様々なニーズに対応できるサービスの拡充

◆重度心身障がい者や医療的ケアが必要な人が利用できるサービスが増えてほしい。
【団体アンケート】

◆施設等から地域生活に移行する際の受け皿として、グループホームや地域活動支援センターの充実が必要。【団体アンケート】

【今後の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送れるよう、その多様なニーズに応じて、適切なサービスを選択し、利用できるよう情報提供を図るとともに、非常時における支援体制を整備します。

また、在宅の障がい者に対する日常生活または社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所および日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図り、特性やライフステージに応じた各種サービスを総合的に提供します。

①　訪問系サービスの充実

本人が在宅での生活を安心して送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、必要サービス量の確保に努めます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
居宅介護（ホームヘルプサービス）	【継】	日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。
重度訪問介護	【継】	常時介護を要する重度の肢体不自由者または行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護や入院中の支援を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	【継】	常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。
行動援護	【継】	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。
移動支援	【継】	障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。
訪問入浴サービス	【継】	通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。
同行援護	【継】	視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が社会生活上外出する場合において、代筆や代読等、移動時における支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

②　日中活動系サービスの充実

住み慣れた地域での生活へのニーズ等にも対応できるよう、就労機会の拡大をはじめとする日中活動系サービス提供体制の整備に努め、自立した生活に向けての支援に取り組みます。また、市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所も含めた必要サービス量の確保に努めます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
生活介護	【継】	常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障がい者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。
療養介護	【継】	医療と常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	【継】	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	【継】	地域移行に向けて居住の場を提供して訓練・支援が必要な障がい者に対して、居室やその他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	【継】	生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。
就労移行支援	【継】	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(Ａ型)	【継】	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援(Ｂ型)	【継】	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	【継】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所	【継】	介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の入浴、排泄および食事の介護その他必要な支援を行います。

事業名	区分	事業概要
地域活動支援センター事業	【継】 【重】	精神疾患等さまざまな困難を抱える障がい者が、創作的活動や生産活動等を行いながら、安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、支え手としても活躍できる機会や、地域住民との交流の場の充実を図ります。 ※地域活動支援センター事業とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業に位置付けられる事業の一つです。
日中一時支援	【継】	主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守りや保護を行います。
児童発達支援（再掲）	【継】	障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。
放課後等デイサービス（再掲）	【継】	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援（再掲）	【継】	児童発達支援事業等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援（再掲）	【継】	保育所などの児童が集団生活を営む施設に通う障がい児・発達の気になる幼児に対して保育所等を利用中、または今後利用する予定の障がい児・発達の気になる児童に対して直接支援やスタッフ支援を行います。

③ 居住系サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるようサービスの充実を図るとともに、地域生活支援拠点機能の充実を図り、地域全体で支えるサービス提供の体制を推進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
共同生活援助（グループホーム）	【継】 【重】	地域において共同生活を営む障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。また、重度障がい者が受入れ可能なグループホームの整備を促進するため、地域での障がい者理解啓発をはじめとする支援を行います。
施設入所支援	【継】	在宅での生活が困難で施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを提供します。

事業名	区分	事業概要
福祉ホーム	【継】	居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。
自立生活援助	【継】	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
地域生活支援拠点の機能充実	【継】 【重】	障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、関係機関と連携を図りながら、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の充実に努めます。

④ 移動サービスの推進

外出に伴い困難が生じる場合、危機回避のために必要な援護や介護等を行うとともに、公共交通機関等を活用した移動手段の確保に努めます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
障がい者等交通費等助成	【継】	障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー乗車券の他、スポーツクラブ入会金や介護用品購入等に使える「生きいきクーポン券」を配布します。
コミュニティバスの運行と利用支援	【継】	日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引を行っています。今後も、長期的な地域公共交通の方針として位置づけている「生駒市の地域公共交通の考え」に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取組を進めます。
自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成	【継】	一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い所有する自動車の改造に要した費用を助成します。
行動援護（再掲）	【継】	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。
移動支援（再掲）	【継】	障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。
同行援護（再掲）	【継】	視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が社会生活上外出する場合において、代筆や代読等、移動時における支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

⑤ 福祉用具の給付等

身体障がい者や、難病患者等の機能を補う補装具や、日常生活用具の給付を行うとともに、費用助成や貸出し等をすることで日常生活や社会参加を支援します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
補装具費の支給	【継】	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・貸与・修理にかかる費用を助成します。
日常生活用具の給付	【継】	在宅の主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。
小児慢性特定疾患日常生活用具給付	【継】	在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。
難聴児補聴器購入費助成	【継】	身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。
車いすの貸出し	【継】	疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間車いすの貸出しを行います。
補聴器の貸出し	【継】	耳の聞こえに不安のある者等に対し、補聴器の貸出しを行います。

⑥ 経済的支援

障がい者や、その生活を支える家族を経済的に支援するため、各種給付や助成事業を実施します。

ア）各種福祉手当の支給

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
児童扶養手当の支給	【継】	父（母）と生計を同じくしていない児童を養育している母（父）、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで児童扶養手当を支給します。
特別児童扶養手当の支給	【継】	精神または身体に中程度以上の 20 歳未満の障がい児者を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで特別児童扶養手当を支給します。

事業名	区分	事業概要
障害基礎年金の支給	【継】	国民年金の加入者等が、病気やけがにより障がいと認定された場合に、一定の条件のもとで障がいの程度に応じた障害基礎年金を支給します。
特別障害者手当の支給	【継】	著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	【継】	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。

イ）各種税の減免

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
自動車税・軽自動車税の減免	【継】	一定以上の障がい等級に該当する障がい者が所有する自動車等について、本人または家族が運転する場合等、一定の条件のもとで自動車税等の減免を行います。
固定資産税の軽減	【継】	障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税の軽減を行います。

⑦ 窓口・情報提供の充実

障がい者が適切なサービスや支援を受けられるよう、障がい者に配慮した相談窓口の整備を進めるとともに、福祉サービスの周知および利用促進のため、多様な手段を活用した情報提供に取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
障がい者に配慮した対応	【継】	タッチパネル式フロア案内板設置による目的課への分かりやすい誘導等、手続や相談等の用件をスムーズに済ませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。
広報紙やホームページ等による情報提供の充実	【継】	広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により市政に関する分かりやすい情報提供に努めます。また、視覚障がい者のため、市政情報や市議会だよりを音声版にした声の広報や点字広報を希望者に配布するほか、声の広報を市ホームページに掲載します。
障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布	【継】	障がい者の福祉サービスに関する情報を分かりやすく紹介した冊子「あゆみ」を作成・配布します。また、冊子の点訳・音訳にも取り組んでいます。

⑧ その他のサービス

障がい者の、安心して自立した生活を送れるよう、日常生活の支援に取組むとともに、緊急時の体制の整備を図ります。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
緊急通報システム事業	【継】	一人暮らし高齢者、身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切に対応します。
FAX119事業・NET119事業	【継】	聴覚や音声機能等に障がいを有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時に FAX やインター―ネット接続サービスで１１９番通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切に対応します。
緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業	【継】	聴覚障がい者の急病や事故等緊急時に FAX119 や NET119 等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。
身体障害者補助犬の貸与（県事業）	【継】	重度の視覚障がい者、聴覚障がい者や肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。
中途失明者等生活訓練事業（県事業）	【継】	重度の視覚障がいで自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。
ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」	【継】	ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までごみの収集に伺う、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

（３）相談支援の充実

【現状・課題】

本市では、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。発達に支援が必要なこどもを対象とした生活支援センターも個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。

各種アンケート結果からも、情報提供や相談支援のニーズは高いことがみられ、生活支援センターでの相談件数も年々増加しており、今後、センターの役割はますます高まるものと考えられます。

相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められることから、個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実、支援につなげる連携体制を強化し、支援の担い手確保・育成の取組促進等を通じて、相談体制を充実していくことが必要です。

さらに、「親亡き後」、一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の機能を充実させていく必要があります。

～　各種アンケート結果から　～

障がい者の身近な相談窓口

◆今後必要な支援については、「特にない（30.0%）」を除くと、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」が 27.8%と最も高く、各種支援の充実はもとより、支援を利用したい人への周知の方策についても検討が求められます。【手帳所持者対象アンケート】

障がい者が安心できる場所や身近な友人などの存在（再掲）

◆生駒市の障がい福祉施策についての重要度をみると、「安心できる場所」が 35.2%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」「身近な相談先の充実」などの重要度が高い結果となっています。また、現在の生活で困っていることについては、「友人がいない、少ないこと」が 23.1%と高い割合となっています。【手帳所持者対象アンケート】

【今後の方向性】

障がい者数の増加が続き、相談内容についても、複雑化し、専門性の高い対応や多様なニーズへの対応が求められることから、相談体制の充実を図る必要があります。関係機関との連携を強化し、重層的に切れ目のない相談支援を行うとともに、相談支援専門員の人材確保・育成を支援します。

① 相談窓口の充実

障がい者が住み慣れた地域で生きいきとした暮らしを支援するため、本人の意向に沿ったサービスを選択し利用できるよう、相談体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
相談支援事業	【継】	障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供および本人や家族に対する適切な助言等を行うため、生活支援センターに専門的な相談員を配置するとともに、市役所にも精神保健福祉士を配置し、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。さらに、相談支援に従事する者のスキル向上のための育成支援を行います。
計画相談支援・児童相談支援	【継】 【重】	障害福祉サービス、障害児通所給付および地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画および児童支援利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。また、ニーズの増加に対応できる体制づくりのため、補助金等の検討も行いながら、相談支援専門員の人材確保・育成を支援します。
地域移行支援	【継】	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者、刑事施設等に入所されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	【継】	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進	【継】	身体・知的障がい者相談員を配置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。
強度行動障がい者相談支援事業	【継】	特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供を目指し、事業所に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。
地域生活支援拠点の機能充実（再掲）	【継】 【重】	障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、関係機関と連携を図りながら、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の充実に努めます。
重層的支援体制整備事業	【7】	高齢者に関する相談、権利擁護に関する相談、障がい者に関する相談、子育てや家庭に関する相談、生活困窮に関する相談、自殺に関する相談、引きこもりに関する相談など様々な相談窓口で受けた相談が複合的な問題を抱えている場合、関係者・機関が情報共有し、問題解決に向けて重層的な支援を行います。

② 障がい者地域自立支援協議会の機能の充実

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のネットワーク構築や地域社会資源の開発および改善、地域のサービス基盤の整備を推進するため、支援体制の整備等について協議し、具体的な取組を推進します。

令和５年４月１日時点

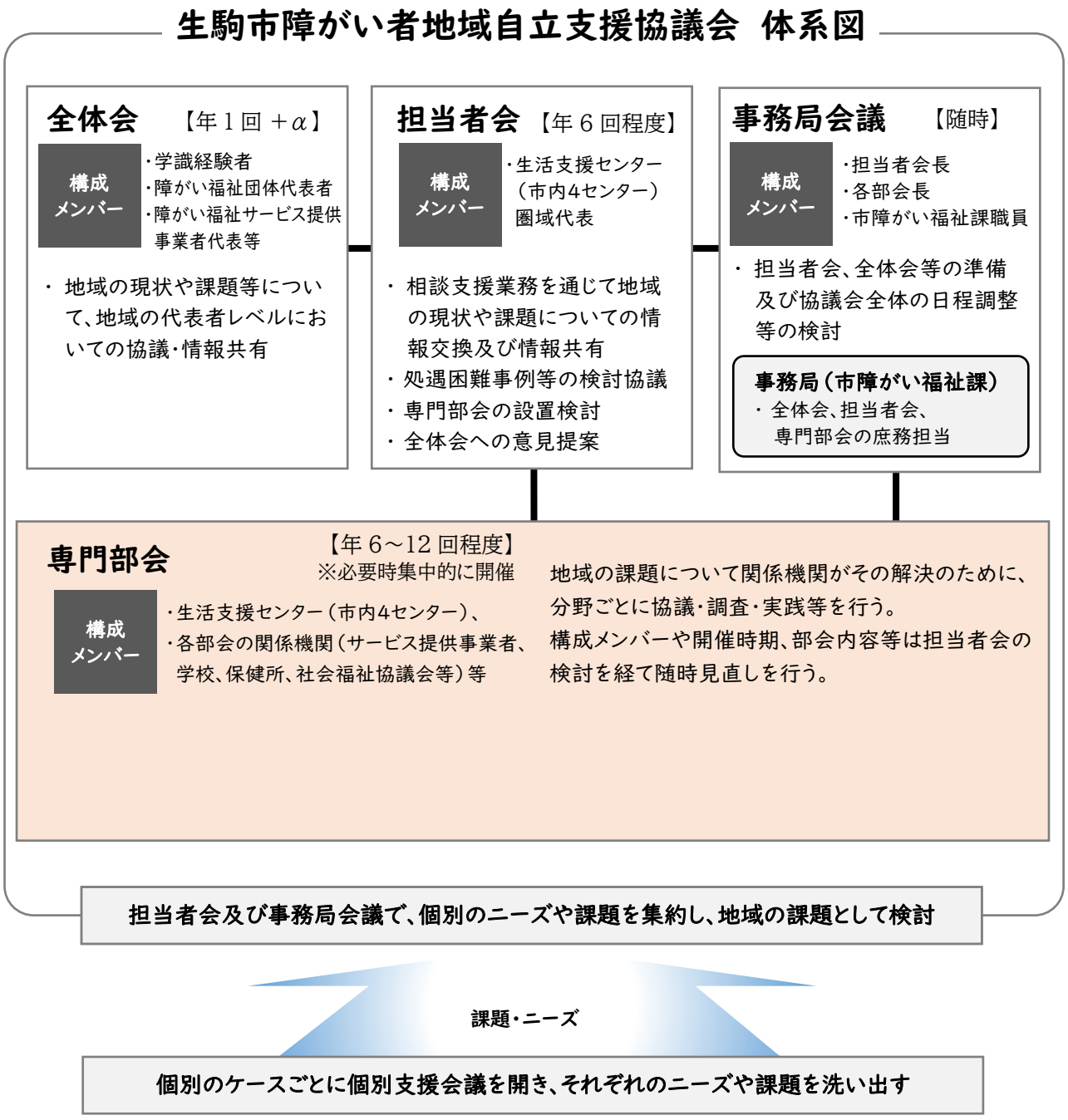

（４）生活環境の充実

【現状・課題】

公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、災害発生時においては、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組んできました。

各種アンケート結果からは、地域において階段や段差等が障壁となっていることや、災害発生時の支援のニーズが高い一方で避難支援事業の周知が進んでいないことが課題としてみられます。

福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことも必要となります。

～　各種アンケート結果から　～

災害発生時における避難場所における支援のニーズ

◆災害発生時にして支援してほしいことについて、「災害情報を知らせてくれること」が 37.0%と最も高く、次いで「避難場所で障がいに応じたきめ細かな支援をしてくれること」が 34.5%となっています。【手帳所持者対象アンケート】

「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の周知が進んでいない状況

◆「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の周知について、前回調査と比較すると、「知っている」のが 6.4%と前回調査の 6.6%とほぼ同じ水準となっており、周知は進んでいない状況にあります。【手帳所持者対象アンケート】

バリアフリーについて

◆まだ、障がい者が生活していく上で、階段や段差が多くあることが、障壁となっており、電車やバスも障がいによっては、使用しにくい場合がある。【団体アンケート】

【今後の方向性】

地域においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がい者に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための環境の整備に努めます。

また、災害に備えるため、避難行動要支援者台帳の整備や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がい者が巻き込まれる犯罪被害を防止するための防犯対策に一層取り組みます。

① 人にやさしい施設の整備

外出時等に支障となるものを取り除き、障がいの有無にかかわらず、地域で安心した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
南生駒駅周辺バリアフリー整備事業	【継】	バリアフリー法に基づき、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的としたバリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化を進めます。 生駒市バリアフリー特定事業計画に基づき、近鉄南生駒駅周辺地区のバリアフリー化を進めます。
公共施設の整備	【継】	障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。
障がい者対応トイレの設置	【継】	公共施設の新設および改修にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めるとともに、それらを「生駒おでかけトイレマップ」として紹介します。

② 住まいの充実

障がい者が、住まいでの生活を安心して送ることができるよう、経済的な支援や施設の整備に取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
住宅改修費の支給	【継】	身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。

③ 障がい者への防災対策の充実

障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時の避難を地域で支援できる体制の整備や、避難時の支援体制の整備を推進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
避難行動要支援者の把握および避難体制整備の推進	【継】	障がい者、一人暮らし高齢者、要介護者、難病患者等の安全確保のため、要支援者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。また、いざという時に備え、要支援者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。
避難所における障がい者への配慮	【継】	各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握します。避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレ等の設置に努め、できる限り細やかに聞き取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、福祉避難所等での対応に努めます。
医療や介護サービスの確保	【継】	災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者（福祉避難所では対応できない人工透析者等の避難行動要支援者を含む）の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。
避難所における意思疎通支援（再掲）	【継】	情報の取得等が困難な障がい者に対し、避難所で円滑に生活できるよう配慮に努めます。
生駒市緊急情報配信サービス（再掲）	【継】	聴覚に障がい等があり災害時の緊急情報を入手できない方を対象として、自宅の FAX に緊急情報を配信します。

④ 防犯対策・消費者被害対策の充実

障がい者の安全と福祉を確保するために、支援事業所において防犯対策を強化し、同時に消費者被害を未然に防ぐために、生駒市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構成機関である支援事業所や民生委員、児童委員、介護サービス事業者等が障がい者を見守ります。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金の交付	【継】	空き家を活用したグループホームの防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕等の必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。

事業名	区分	事業概要
生駒市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）による見守り活動及び消費者被害の啓発	【継】	障がい者や高齢者、認知症患者等の消費生活上配慮を要する方たちを民生委員、児童委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、高齢者等見守り協力事業者等の生駒市消費者安全確保地域協議会構成機関が見守り活動を行い、異変を感じた際に消費生活センターに迅速に通報を行うことで、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。また、国民生活センターから提供される消費者被害に関する情報を構成員間で共有し、地域の見守り力を向上させます。

3　障がい者理解の促進と権利擁護の推進

（1）啓発・交流による障がい者理解

【現状・課題】

共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントやさまざまな機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進してきました。

各種アンケートからは、障がいへの偏見・差別を実感している割合は依然多い状況であり、広く障がいを理解してもらう機会・場などが必要だという意見も多くみられます。

障がい者と障がい者でない者とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、法の趣旨や障がい者に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

～　各種アンケート結果から　～

ヘルプカードの周知は年々進む → 利用者の増加にもつながっている

◆「ヘルプカード」の認知と利用について、「知らない」が 20.3%となっており、前回調査の 27.5%から大幅に減少しています。利用については「利用していない」が 58.3%と最も高く、前回調査の 56.8%を上回る結果となっているものの、「利用している」が 19.0%と前回の 14.7%を上回り、周知が進むことにより、一定の利用増につながっています。【手帳所持者対象アンケート】

障がいへの偏見・差別の実感は未だ多い

◆障がい者への差別や偏見について、前回調査と比較すると、「あると感じている（感じた）」のが 43.2%から 41.8%、「感じたことはないが、あると思う」が 30.5%から 27.8%に減少し、やや改善したものの依然高い水準です。偏見・差別を感じる場所としては「まちなかでの人や視線の言動で」が 40.5%と最も高くなっています。【手帳所持者対象アンケート】

障がいを理解するために必要なことやその方法

◆障がいを理解してもらうために、障がいのある人とない人が交流する場が必要【団体アンケート】

◆外見でわかりにくい障がいへのアプローチとして、障がいを体験・知ってもらう啓発グループなどを活用してほしい【団体アンケート】

◆行政と連携しながら、障がいへの理解を深める活動や、団体への参加呼びかけを行いたい【団体アンケート】

【今後の方向性】

障がい者と障がい者でない者が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための啓発に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡

充するとともに、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。また、情報の取得等が困難な障がい者の意思疎通の充実を図るために、特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。

さらに、あいサポート運動の推進や、ヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進等、援助や配慮を必要とする方に対して、周囲の人がマークを理解し思いやりのある行動を行うことを目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

① 啓発・広報活動の推進

障がいや障がい者に対する理解を促進するための普及啓発を図り、助け合いの心を醸成することで、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
広報紙やホームページ等による啓発	【継】	障がい者理解に向けた記事の掲載等、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。
「障害者週間」キャンペーン	【継】	12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。
擬似体験講座の実施	【継】	車いすやアイマスクを着用しての歩行等、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気付かないバリアについてさまざまな角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。
「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催	【継】	障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、障がい者地域自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに対する理解を深める講演会や研修会等を開催します。
情報伝達のバリアフリー（再掲）	【継】	手話通訳者・要約筆記者の派遣 講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
	【継】	奉仕員等養成研修事業 手話通訳、要約筆記、点訳や音訳等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。

② 交流・ふれ合いの促進

すべての人が交流できる機会や場の提供を図り、関係団体の活動を支援することにより、より一層の相互理解を促進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
福祉センター事業	【継】	福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供するとともに、障がい者の自立および社会参加を促進します。
障がい者関係団体の活動支援	【継】	障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。

③ 障がい者理解に向けた取組の強化

生活のさまざまな場面で生じうる、障がいを理由とした差別や偏見をなくすため、学校や地域、企業等において障がい者理解に向けた取組を推進します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
学校における取組	【継】	道徳や総合的な学習の時間の中で障がいに対する理解を深め、その人の障がいを含めて個性としてとらえる心を育む取組を行います。障がいのあるこどもとないこどもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、こどもの頃から自然に共生の心を育むことができる取組を推進します。
学校における手話言語の普及等（再掲）	【継】	学校における手話言語の普及および多様なコミュニケーション手段の理解の促進についての取組を推進します。
地域における取組	【継】	共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。
市職員に対する研修等の充実	【継】	「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適切な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。また、生駒市役所で障がい者の職場体験受入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。
企業等への働きかけ	【継】 【重】	企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施する等、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取組に努めます。

事業名	区分	事業概要
あいサポート運動の推進	【継】	障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布します。
ヘルプマーク・カードの普及	【継】	外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方が、身につけたり所持することで、配慮等を必要としていることをします「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の携帯をすすめています。今後さらに認知度を高める必要があり、効果的な普及啓発に努めます。

④ ボランティア活動の推進

地域における障がい者支援の意向を、実際のボランティア活動につなげるため、ボランティアの育成や、支援を必要とする人と支援者の活動のコーディネートに努めます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
ボランティアの育成および活動のコーディネート	【継】	手話通訳、点訳、要約筆記、音訳のボランティア講座やセミナー等を開催し、障がい者を支援するボランティアの育成および活動のコーディネートに努めます。

（２）権利擁護に対する支援

【現状・課題】

成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの機能の充実に努めてきました。

ただ、各種アンケート結果からは、親亡き後、金銭、契約等の管理等の支援、成年後見制度の相談ニーズの高まっている一方で、成年後見制度やセンターのさらなる周知の必要性という課題がみられます。

また、障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や見守り等が重要であり、障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

～　各種アンケート結果から　～

成年後見制度、権利擁護支援センターの周知が必要

◆「成年後見制度」の利用について、「わからない」が 59.0%と最も高く、前回調査の 54.3%を上回っています。一方で、「今は必要ないが、将来利用したい」が 23.3%と、前回調査の 27.2%を下回る結果となっています。【手帳所持者対象アンケート】

◆権利擁護支援センターの周知や利用については、「知らない」が 73.6%となっており、「利用したことがある」は 0.7%にとどまっています。【手帳所持者対象アンケート】

権利擁護の支援ニーズは高い

◆親亡き後、金銭、契約等の管理等の支援、成年後見制度についての相談は増加している。【生活支援センターアンケート】

【今後の方向性】

障がい者の意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度等のさらなる周知や適切な利用を促進します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、障害者の虐待防止に関する制度等の広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止の早期対応および養護者に対する相談や支援を行います。

① 権利擁護の推進

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることのないよう、関係機関と連携した相談体制を整備するとともに、問題の早期対応・早期解決につなげます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
権利擁護支援センターによる支援	【継】 【重】	知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及啓発に努めます。さらに、権利擁護支援センターが地域で身近な相談窓口となるようさらなる周知を図ります。
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	【継】	判断能力の十分でない方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用相談や援助、金銭管理のサポートを行います。権利擁護支援センターが窓口となって、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料を支払ったりすることが困難な高齢者や知的障がい者、精神障がい者への支援を行います。
成年後見制度の周知	【継】	判断能力が十分でない高齢者や、知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。
成年後見制度利用支援事業	【継】	成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	【継】	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
障害者虐待防止センターによる早期対応	【継】	障がい者に対する差別や虐待の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。
権利擁護に関する相談窓口の充実と周知	【継】	権利擁護に関する相談窓口の充実を図るため、専門的な相談員を配置し、本人やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

4　障がい者の社会参加と就労支援の推進

（1）社会参加への支援

【現状・課題】

社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めてきました。

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、本人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がい者と障がい者でない者が相互の理解を深めるとともに、障がい者の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

各種アンケート結果からは、外出時の困難さや不安を感じている障がい者が多いことや、社会参加に向けた情報提供に対する一定のニーズもみてとれます。

また継続して、多様な交流機会づくりに努め、障がい者の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

～　各種アンケート結果から　～

外出時に困ることについての不安（再掲）

◆外出時に困ることについては、「他人とのコミュニケーションがむずかしいこと」が 31.7%と最も高く、次いで「健康や体力面で不安がある、疲れやすいこと」が 31.6%となっています。【手帳所持者アンケート】

障がい者の社会参加を促すための情報提供の充実

◆障がい者への支援を充足させるための必要な取組や配慮について、「他分野（保健・医療・福祉、教育、雇用等）との連携」に次いで「障がい者の社会参加を促すための情報提供」が多くなっています。【事業所アンケート】

支援者の同伴が無いと、イベント等への参加が難しい状況

◆スポーツジムやイベントへ参加する際の相手側からの拒否は無いが、支援者が同伴しないと利用ができないといわれることもある。また、イベントの案内はあるが、イベント会場までの交通手段がない方も多い。【生活支援センターアンケート】

ピアサポーターの活用による連携体制の強化

◆地域生活への移行がスムーズにできるよう、ピアサポーターを積極的に活用してほしい。【団体アンケート】

【今後の方向性】

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、外出の際の移動等を支援する等、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境の整備等や効果的な情報提供を推

進します。

また、障がい者の社会参画を促進するため、障がい者理解に向けた取組を進めます。

① 活動の機会の確保

障がい者が積極的に社会参加できる機会を提供することで、豊かで充実した生活を送ることができるよう支援します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
意思疎通支援を行う者の派遣事業（再掲）	【継】	聴覚、音声または言語機能障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
自発的活動(ピアサポート）の支援	【継】	障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援し充実を図ります。
外出支援の充実	【継】	移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。
情報提供の充実	【継】	スポーツ・文化活動のイベント等開催にあたっては、障がい者が利用しやすいよう情報発信を工夫します。
福祉有償運送の適切な運営	【継】	社会福祉法人やＮＰＯ法人等の非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所等の外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。
地域における取組（再掲）	【継】	共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。

② スポーツ・文化活動等の推進

身近な地域で積極的・継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実を図るとともに、運動を通して障がい者と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
障がい者スポーツ活動推進事業	【継】	障がい者を対象とした体育館開放、屋内温水プール開放を実施し、スポーツをはじめるきっかけを提供します。また、市内体育施設使用料の減免、スポーツ用品を購入し貸し出す等、スポーツ環境を整備し、障がい者のスポーツ活動の促進につなげます。
福祉センター事業（再掲）	【継】	福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供するとともに、障がい者の自立および社会参加を促進します。
スポーツ大会・作品展への参加促進	【継】	奈良県障害者スポーツ協会が開催するスポーツ大会や県が開催する作品展等への協力や周知・広報を行います。
体つくり運動プログラム（再掲）	【7】	運動に対する主観的な自己評価、他のスポーツへの参加意欲の向上を図り、生駒市在住・在学の特別支援学級に通う小学生を対象に学校生活で頻度の高い“跳ねる”“投げる”“蹴る”３つの動きを小集団で実施します。

（２）就労支援の充実

【現状・課題】

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、関係機関との連携や啓発のほか、職場定着のための支援を推進してきました。また、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や就労支援施設からの優先的調達の拡大、職場体験の受入れ等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めてきました。

各種アンケート結果では、障がい者の将来への不安として、収入が十分でないことが多く挙げられており、また就労支援に求めることとして、職場の理解を重要と考える意見が多くみられます。

障がい者の雇用促進、就労定着に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組むとともに、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における受注拡大への取組等が必要となっています。

～　各種アンケート結果から　～

将来の生活のための本人の収入が十分でないことへの不安

◆将来の生活において心配なことについては、「本人の収入が十分でない」が 61.5%と最も高く、家族の負担を心配するその理由としても「経済的な負担」が 57.4%と最も高くなっています。【手帳所持者対象アンケート】

障がい者が就労環境において求めること

◆就労支援で必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」が 51.5%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされること」が 32.6%、「働き続けるための支援があるなど、職場と支援機関の連携がとれていること」が 31.1%となっています。【手帳所持者対象アンケート】

通勤に困難さを抱えるケースがある

◆コロナ禍により在宅就労は増えているものの、まだまだ少なく、通勤の必要性があり、移動面が一般就労をするときのハードルになっている。送迎のサービスをしている事業所は少なく、建物の構造等から特に車椅子の方が通える場所は少ない。【生活支援センターアンケート】

職場の理解と協力

◆労働条件・環境などの面で職場の理解と協力が大切【団体アンケート】

【今後の方向性】

障がい者が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援に取り組みます。

また、特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、農福連携事業の推進等、就労の場の確保を図ります。

さらに、福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図り、障がい者の就労に対する地域の理解を促進するため、「障がい者働く応援プログラム

いこま」についても継続して取り組むとともに、市役所においても障がい者の活躍に向け、就労の場の確保に努めます。

① 多様な働き方の支援

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や障がい者雇用に関する理解啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。

一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
雇用を促進するための啓発活動の推進	【継】	障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受入れ事業所の拡大に向けて理解と啓発に努めます。
相談窓口の利用促進・情報提供の推進	【継】	ハローワーク等の就業相談事業の利用促進を図るとともに、「生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」および各種相談支援事業所との連携を図ります。
就労定着支援（再掲）	【継】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課題の把握およびその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連絡調整を行います。
就労移行支援（再掲）	【継】	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）（再掲）	【継】	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）（再掲）	【継】	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
農福連携の推進	【継】	農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組を推進します。

事業名	区分	事業概要
福祉的就労の充実	【継】	一般企業だけではなく、障がい者がその希望や特性に応じてさまざまな働き方を選択できるよう、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実に努めます。

②「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

本市がこれまでに取り組んでいる「障がい者働く応援プログラムいこま」は、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援を推進しています。今後もこの取組による障がい者の就労機会の創出を図ります。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
障がい者職場体験受入れの推進	【継】 【重】	障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等関係機関との連携のもと、実体験の場として本市において職場体験の受入れを積極的に行うとともに、民間企業の受入れ拡大を目指します。
授産品販路拡大への支援	【継】 【重】	市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、市役所本庁舎において、複数の施設が合同で出張販売を行うイベント「いこふく出張所」を定期開催します。また本庁舎外の公共施設においても、販売スペースの確保等、販路拡大に向けた支援を行います。
障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進	【継】	障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入および役務の発注について情報発信を行うとともに、庁内において発注等が可能な業務等がないかを定期的に各課へ検討を促すとともに、障がい者就労支援施設等とのマッチング支援を積極的に行うこと等を通して、調達の推進を図ります。また、障がい者就労支援施設等からの物品および役務の調達の目標等を定めた「生駒市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」や実績を毎年度公表します。

「障がい者働く応援プログラムいこま」のイメージ

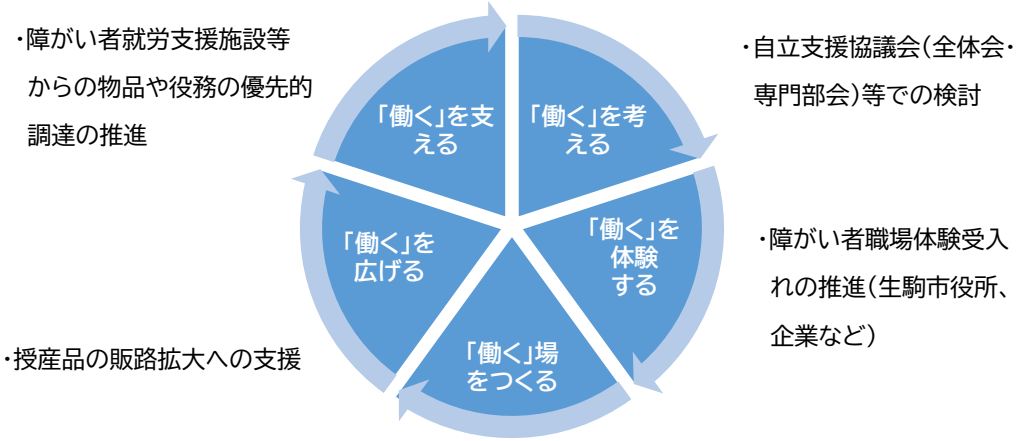

③ 生駒市役所における障がい者の雇用促進に向けた施策の強化

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正に伴い、生駒市役所の職員採用においても障がい者の雇用促進に向けた施策の強化を進めています。

【 主な取組 】

事業名	区分	事業概要
「生駒市役所障がい者任用指針」の策定	【7】	障がい者である職員の活躍の場を広げることを目的として策定された「生駒市役所障がい者任用指針」に基づき、障がい者である職員の活躍を一層推進するために、更なる体制の整備や取組の充実を進めます。
会計年度任用職員「障がい者枠」採用試験の実施	【7】	障がい者の雇用機会創出の一環として、会計年度任用職員（事務補助職員）の採用試験を実施し、幅広い障がいの程度や特性に応じた雇用を進めます。 また、勤務実績をもとに評価し、任期の定めがない技能職（事務補助）として任用する「ステップアップ制度」を策定し、雇用の安定性の確保を進めます。

第５章　第７期障害福祉計画

１　成果目標および実現に向けた取組

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和８年度を目標年度として設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

項目	目標値等	算定方法
令和4年度末時点の施設入所者数	(A) 57人	
①令和8年度までの地域生活移行者数	３人	(A)×0.06
②令和8年度時点の施設入所者数	54 人	(A)×0.95

国の 基本指針	●施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターの相談支援機能を活かしながら、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホーム等の「住まいの場」や生活介護、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備に努めます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市と県が協働しながら

精神保健医療福祉体制の基盤整備等を進めます。また、関係者の協議の場として障がい者地域自立支援協議会等も活用し、システム構築に向けた検討を進めます。

（３）地域生活支援拠点等の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、既に配置しているコーディネーターを中心とした効果的な支援体制の確保を引き続き進め、年１回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

特に、障がい者やその家族からの支援ニーズが高い「緊急時受入れ事業」については、関係団体等からの意見も十分踏まえながら、さらなる周知を図るとともに、障がい種別に関わらない受入れ体制の確保・充実に向けて、支援にあたる事業所間でより協力し合えるネットワーク構築に引き続き取り組みます。

また、特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な支援に向け、引き続き「強度行動障がい者相談支援事業」の推進を図ります。

検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、障がい者地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

項目	目標値等	算定方法
令和3年度の一般就労への移行者数	(A) 15 人	
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	(B) 23 人	
①令和8年度の一般就労への移行者数	19 人	(A)×1.28
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所の割合	50%	
③令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	32 人	(B)×1.41
④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	

国の 基本指針	●福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の **1.28** 倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の**5割**以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の **1.41** 倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が**7割**以上となる就労定着支援事業所の割合：**2割5分以上**

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充および雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着までの支援を行います。

また、市役所庁内においても、障がい者職場体験受入れの推進や、授産品販路拡大への支援、障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進に引き続き取り組むとともに、障がい者枠での市職員採用や、市職員として働く障がい者の活躍に向けた庁内の体制整備などを進め、障がい者理解や雇用の促進、障がい者の工賃等向上を目指します。

（５）相談支援体制の充実・強化等

障がい者数の増加が続き、相談内容についても複雑化し、専門性の高い対応や多様なニーズへの対応が求められることから、引き続き相談体制の充実を図る必要があります。

これまで、相談支援を行う生活支援センターにおいては、基幹相談支援センター等機能強化事業として、基本的な相談支援事業だけでなく、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進などを担えるよう、専門職員を増員するなど体制整備を図ってきました。

引き続き、生活支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化に向け、関係機関との連携強化や、地域の支援において中心的な調整役を担う相談支援専門員の人材確保・育成支援を行います。

また、複合的な課題を抱えた相談者に対し、関係機関が連携して効果的に対応するための重層的支援体制整備事業とも連動しながら切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、個別の相談事例の検討についても障がい者地域自立支援協議会等の場を活用し進めます。

（６）障害福祉サービス等の質の向上

事業所に対し、県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修参加や、デジタル技術を活用した業務効率化を促し、支援の質の向上を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有します。

さらに、県等と協力して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等に対する指導、研修等を適正に実施します。

2　障害福祉サービスの見込量

成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

（1）訪問系サービス（サービスの概要については P38 参照）

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人	122	123	123	124	125	126
	時間	2,654	2,650	2,525	2,549	2,570	2,591
重度訪問介護	人	5	5	5	6	6	6
	時間	852	935	1,028	1,181	1,181	1,181
同行援護	人	22	22	22	22	22	22
	時間	393	438	382	398	416	434
行動援護	人	56	75	80	84	90	95
	時間	998	1,369	1,472	1,562	1,658	1,760
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ ニーズの増大にあわせ、多様な事業所の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行う等相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

○ 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。

○ 日常生活を営むのに支障がある障がい者等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

○ 重度障害者等包括支援サービスは、サービスの特性上、対象者が限られ利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行います。

（２）日中活動系サービス（サービスの概要については P39 参照）

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人	256	274	277	280	283	286
	人日	5,016	5,316	5,226	5,232	5,237	5,294
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1	1	1
	人日	0	3	8	8	8	8
宿泊型自立訓練	人	1	1	1	1	1	1
	人日	2	31	12	31	31	31
自立訓練（生活訓練）	人	10	11	9	10	10	10
	人日	161	187	152	170	170	170
就労移行支援	人	29	35	36	38	39	45
	人日	460	595	664	691	718	747
就労継続支援（Ａ型）	人	56	61	69	74	77	79
	人日	1,105	1,208	1,331	1,438	1,495	1,525
就労継続支援（Ｂ型）	人	146	155	163	171	178	184
	人日	2,366	2,493	2,638	2,774	2,885	2,972
就労定着支援	人	23	16	17	19	21	23
療養介護	人	12	12	12	12	12	12
短期入所	人	35	56	57	58	60	62
	人日	237	325	324	329	341	352

※人日とは、「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護サービスの充実を図ります。

○ 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。

○ 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、事業所等に対してニーズの情報提供に努め、サービス提供体制の確保を図ります。

○ 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者が就労の定着ができるよう支援の充実を図ります。

（３）居住系サービス（サービスの概要については P40～P41 参照）

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助	人	71	80	84	88	90	90
施設入所支援	人	58	57	58	57	56	54
自立生活援助	人	1	1	1	1	1	2

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 障がい者のニーズに応じて、グループホーム等の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援および地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

○ グループホーム等の充実を進めるにあたり、障がい者に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

（４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

（サービスの概要については P46 参照）

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	人	144	148	141	156	161	165
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※計画相談支援については、各年度月平均

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

○ 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

○ 市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。また、相談支援専門員の人材確保・育成を支援します。さらに、エンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成（セルフプラン）を希望される場合についても、作成支援や助言を行い、サービスの適正な利用につなげます。

○ 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

3　地域生活支援事業の見込量

（1）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	204	243	256	260	280	300
手話通訳者設置事業	人	1	1	2	2	2	2
要約筆記者派遣事業	件	48	48	48	49	50	51

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 手話通訳者や要約筆記者等の有資格者を増やすために、手話通訳・点訳・要約筆記等のボランティアを育成するための講座を実施します。

（2）日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	件	2,312	2,254	2,276	2,298	2,320	2,343

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知および情報提供に努めます。

（３）手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成研修事業	開催回数	24	44	44	44	44	44

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 手話奉仕員(ボランティア)等の育成のための講習会を継続して実施する等、必要な人材の育成に努めます。

（４）移動支援事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援	人	75	93	97	101	105	109
	時間	682	938	970	1,010	1,050	1,090

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 利用者の状況やニーズに応じて、移動支援の充実に努め、サービス提供体制の確保を図ります。

（５）地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域活動支援センター事業	人	68	84	91	98	105	112

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 精神疾患等さまざまな困難を抱える障がい者が、創作的活動や生産活動等を行いながら、安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、支え手としても活躍できる機会や、地域住民との交流の場の充実を図ります。

○ 精神障がい者のピア支援者を養成し、支援者が自らの経験に基づいて当事者および家族の相談相手となったり、情報提供を行う機会の提供に努めます。

（６）その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日常生活支援							
日中一時支援事業	人	68	70	72	74	76	78
	人日	249	252	259	266	273	280
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	2	2	2
福祉ホーム	人	24	21	21	22	23	24
生活支援センターの設置委託	箇所	4	4	4	4	4	4
社会参加							
声の広報等の発行	件	216	225	228	228	228	228
自動車運転免許取得費助成事業	件	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	件	2	1	1	3	3	3

※日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホームについては、各年度３月期

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業所等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

4　その他の事業の見込量

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補装具費の支給	件	218	163	187	190	190	190
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	件	0	1	1	2	2	2
難聴児補聴器購入費助成事業	件	0	4	4	4	4	4

※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 事業を必要とする人に対し、制度内容の周知を行います。

○ ニーズに応じて、サービス提供体制の充実を図ります。

第６章　第３期障害児福祉計画

１　成果目標および実現に向けた取組

児童福祉法第３３条の２０に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和８年度を目標年度として設定します。

（１）障がい児支援の提供体制の整備等

市または圏域で、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所１か所（市町村または圏域に少なくとも１か所以上)、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所１か所（市町村または圏域に少なくとも１か所以上）の確保や、医療的ケア児等に関するコーディネーターの市単独又は県が関与した上での圏域での配置を目指します。

また、障がい児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関と連携しながら、発達障がいをはじめとする発達に不安のあるこどもについて、地域における理解をより深めてもらう啓発事業に取り組みます。

さらに、事業所に対し、県が実施する障害児支援等にかかる研修参加や、デジタル技術を活用した業務効率化を促し、支援の質の向上を図ります。

加えて、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数の増加を見据え、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携に努め、医療的ケア児支援のための協議の場として障がい者地域自立支援協議会等を必要に応じ活用しながら、支援体制等の検討を進めます。

（２）こどもの発達を支援する取組の展開

発達に不安のあるこどもに対して、早期発見、療育支援、家族支援、教育支援等を行い、切れ目のない支援が十分に図れるよう努めます。

① 早期発見の促進

早期発見・早期対応ができるよう、職員や関係者等の発達状況を見極めるスキルの向上に努めるとともに、早期支援に結びつくよう、関係機関との連携強化を行います。

また、早期支援を行うために、保護者の不安に寄り添う相談体制の充実に努めます。

② 療育支援の充実

こどもの障がいの状態および発達の過程・特性等に十分配慮しながら、専門的な療育を提供するとともに、福祉サービスの充実を図ります。また、支援体制の確保に向け、地域の支援において中心的な調整役を担う相談支援専門員の人材確保・育成支援を行います。

③ 家族支援の充実

障がい者や、その生活を支える家族に対して、経済的支援を行うとともに、必要なサービスの利用につながるよう、多様な手段を活用した情報提供に取り組みます。

④ 教育支援の充実

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるとともに、学校教職員等に対して、障がいへの一層の理解促進や知識・技術の向上に向けた取組を推進します。

2　障害児福祉サービスの見込量

成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。（サービスの概要については P30～31 参照）

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	250	260	240	250	260	270
	人日	1,426	1,625	1,713	1,784	1,855	1,927
放課後等デイサービス	人	368	407	431	444	457	470
	人日	3,627	4,058	4,143	4,265	4,391	4,520
保育所等訪問支援	人	0	1	4	5	5	5
	人日	0	1	8	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	0	2	2	2
	人日	1	1	0	4	4	4
障害児相談支援	人	144	127	147	189	204	219

※障害児相談支援については、各年度月平均
※令和５年度は推計

② 見込量確保の方策

○ 今後もサービスに対するニーズが増大していくことが見込まれるため、必要量が図れるよう体制整備を目指します。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を目指します。

○ 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。

○ 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、たけまるノートの活用を推進する等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

○ 市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、障害児支援利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。また、相談支援専門員の人材確保・育成を支援します。さらに、申請者のエンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成（セルフプラン）を希望される場合については、効果的な療育支援に向けた作成支援や助言等を行います。

第７章　計画の推進

１　計画の推進

計画の推進にあたっては、市民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域組織等や、当事者団体との連携を強化し、市民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

また、障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、関連する担当課や関係機関との相互連携のみならず、県や関係自治体とも協力し合い、本計画を推進します。

さらに、広報紙やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

２　計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、生駒市障がい者地域自立支援協議会において、計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くとともに、ＰＤＣＡサイクルによって計画の進行管理を行います。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

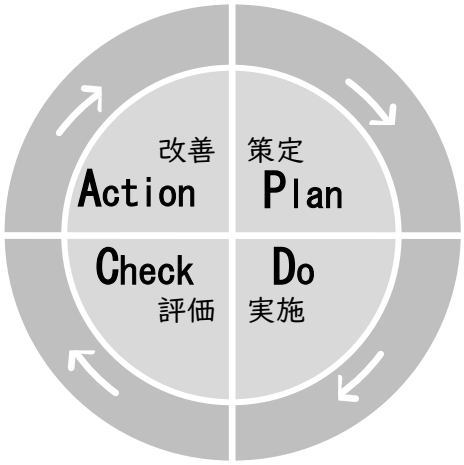

●主要な事業についてのロードマップ（イメージ）

※このロードマップは、計画策定にあたり、各事業のおおまかな取組の方向性・時期を示すもので、必ずしも達成すべき実施内容・時期を明示するものではありません。

No.	基本目標	No.	施策	事業	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度
1	生涯を通じた保健･医療サービスと療育･保育･教育の充実	2	早期療育･保育･教育の充実	発達に不安のある子どもについての理解啓発事業	開催内容等の検討	開催	継続
2	地域生活のための総合的な支援体制の充実	1	情報保障および意思疎通支援の充実	多様なコミュニケーション手段の環境整備	実施検討	試行実施	検証･見直し / 本実施
					市に配置の手話通訳者による意思疎通支援の充実（継続）		
		2	生活支援にかかるサービスの充実	地域活動支援センター事業の充実	ニーズ把握調査 / 運営上の検証･見直し	充実内容の具体的検討 / 充実策の実施	継続 / 検証･見直し
				共同生活援助（グループホーム）	地域での理解啓発をはじめとする整備への支援（継続）		
				地域生活支援拠点の機能充実	支援者との協議 / 支援内容の具体的検討	充実内容の具体的検討 / 充実策の実施	継続 / 検証･見直し
		3	相談支援の充実	計画相談支援･児童相談支援（相談支援専門員の人材確保･育成支援）	運営上の検証･見直し	実施 / 検証･見直し	継続
3	障がい者理解の促進と権利擁護の推進	1	啓発･交流による障がい者理解	あいサポート運動の推進･企業等への働きかけ	企業等、当事者、支援者等のニーズ把握･実施検討	企業とのマッチング･実施（随時）	
					市民･庁内向けのあいサポート運動の推進（継続）		
		2	権利擁護に対する支援	権利擁護支援センターによる支援	機能強化の検討	実施	
4	障がい者の社会参加と就労支援の推進	2	就労支援の充実	障がい者職場体験受入れの推進･企業等への働きかけ	企業等、当事者、支援者等のニーズ把握･実施検討	企業とのマッチング･実施（随時）	
					庁内における受入れの推進（継続）		
				授産品販路拡大への支援	いこふく出張所をはじめとする販路拡大支援（継続）		